

八郎潟町地域福祉計画

八郎潟町成年後見制度利用促進基本計画

八郎潟町再犯防止推進計画

(案)

令和8年3月

八郎潟町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 地域福祉の考え方	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の策定体制	4
第2章 本町の地域福祉を取り巻く状況	5
1. 統計データからみる現状	5
(1) 人口動態と将来見通し	5
(2) 世帯数と世帯構成の変化	8
(3) 年少人口および学齢期児童・生徒数の推移	10
(4) 障害者手帳所持者数および障害種別・等級別の推移	12
(5) 介護認定者数・認定率の推移	15
(6) 生活保護制度の利用状況の推移	15
2. アンケート調査結果からうかがえる状況	16
(1) 調査の概要	16
(2) 調査結果（抜粋）	17
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 本町が取り組むべき課題	29
2. 目指す姿と基本理念	31
3. 施策の方向性	32
4. 計画の体系	33
5. 福祉圏域	34
第4章 施策の推進（課題ごとの対応）	35
1. 「地域のつながりの強化と地域活動の担い手不足の解消」への対応	35
(1) 課題の概要	35
(2) 課題に対応する施策	35
(3) 今後の方向性と取組	36
(4) 目標とする状態と指標	37
2. 「現役世代の地域活動への参加率の低さと意識のギャップの縮小」への対応	38
(1) 課題の概要	38
(2) 課題に対応する施策	38
(3) 今後の方向性と取組	38
(4) 目標とする状態と指標	39

3.	「相談しやすく、支援に繋がる仕組みづくり」への対応	41
(1)	課題の概要	41
(2)	課題に対応する施策	41
(3)	今後の方向性と取組	41
(4)	目標とする状態と指標	42
4.	「地域福祉活動の担い手・情報不足の解消と、協働の促進」への対応	44
(1)	課題の概要	44
(2)	課題に対応する施策	44
(3)	今後の方向性と取組	44
(4)	目標とする状態と指標	45
5.	「災害に備えた支え合いと情報共有の仕組みづくり」への対応	47
(1)	課題の概要	47
(2)	課題に対応する施策	47
(3)	今後の方向性と取組	47
(4)	目標とする状態と指標	48
第5章 八郎潟町成年後見制度利用促進基本計画		50
1.	計画の基本的事項	50
(1)	計画策定の背景・目的	50
(2)	計画の位置づけ	50
(3)	計画の期間	51
2.	現状・課題と基本方針	51
(1)	現状と課題	51
(2)	基本方針	52
3.	今後の取組事項	52
(1)	取組の基本的な考え方	52
(2)	方針ごとの取組事項	53
第6章 八郎潟町再犯防止推進計画		56
1.	計画の基本的事項	56
(1)	計画の位置づけ	56
(2)	計画策定の目的	56
(3)	計画の期間	56
2.	計画の基本方針	57
(1)	基本方針	57
(2)	重点事項	57
3.	取組事項	57
(1)	広報・啓発活動の推進	57
(2)	就労・住居を確保するための取組の推進	58
(3)	行政・福祉サービスの確実な提供および関係団体との連携強化	58

第7章 計画の推進	60
1. 計画の推進体制	60
2. 計画の進行管理および評価	60
資料	61
1. 八郎潟町地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
2. 八郎潟町地域福祉計画策定委員会委員名簿	63
3. 計画策定経過	64
4. 目標とする状態と指標	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、全国的に少子高齢化や人口減少、核家族化、単身世帯の増加が進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。こうした中、家族や近隣関係だけでは支えきれない生活課題を抱える方が増え、福祉ニーズは複雑かつ多様化しています。特に高齢者や障がい者、ひとり親家庭、生活困窮世帯等、社会的に脆弱な立場にある人々は、制度のはざまに置かれることも多く、地域全体で支え合う仕組みの再構築が求められています。

このような背景をふまえ、国においては平成28年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画の充実と「包括的な支援体制の整備」が法的に位置づけられました。そして、平成28年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、翌平成29年2月には「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」が取りまとめられました。そこでは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、多様な生活課題に向き合い、制度や分野の枠を超えて支え合う「地域共生社会の実現」が、地域福祉政策の基本ビジョンとして示されました。令和元年以降も、厚生労働省は市町村に対して「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定の推進」を重点施策として掲げており、制度改正やガイドラインの整備を通じて、全国での計画策定を促進しています。

こうした国の動向を受け、秋田県においては、令和6年度から令和11年度を計画期間とする第3期地域福祉支援計画を策定し、県全体の地域福祉の方向性を示すとともに、市町村が地域共生社会に向けた計画を実施しやすい環境を整備しています。また、県健康福祉部においても、市町村の計画策定支援としてガイドラインの提供や研修の充実を図っており、県内各地で地域の実情に応じた計画の策定・見直しが進められています。

こうした国・県内の動向をふまえ、本町においても、地域福祉のさらなる推進を図るべく、「地域共生社会の実現」を中長期的な目標に掲げ、町としての方向性と具体的な取組を示す指針として、「八郎潟町地域福祉計画」を策定するものです。

さらに本計画では、「成年後見制度利用促進基本計画」および「再犯防止推進計画」についても内包し、町として、地域福祉に関する施策を分野横断的・一体的に推進する体制を構築していきます。

2. 計画の目的

本計画は、本町における地域福祉を総合的・計画的に推進することを目的とし、地域で暮らすすべての町民が、年齢や障がいの有無、生活状況に関係なく、地域の一員として尊重されながら、自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。

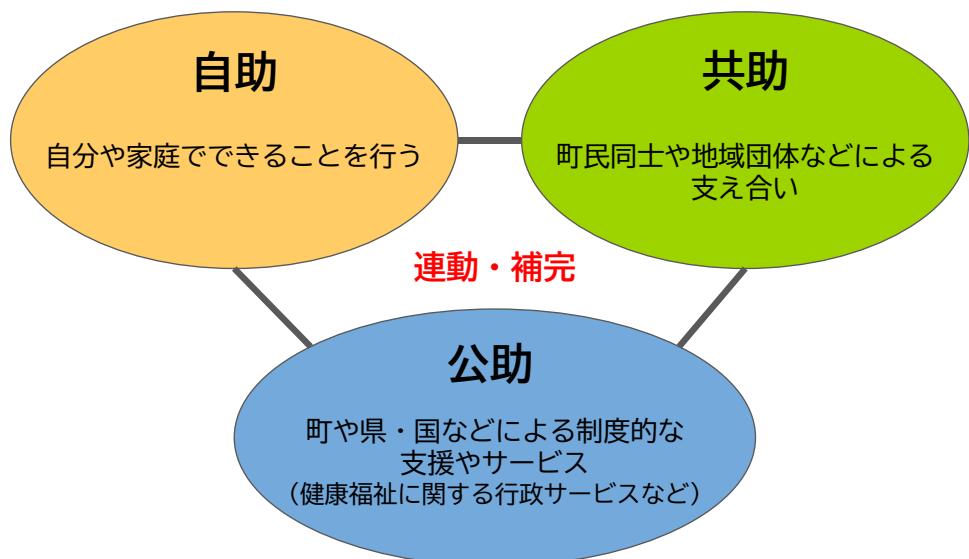
また、町民・関係団体・行政が連携し、地域全体で支え合いを実感できるまちづくりを推進することで、「誰ひとり取り残されない地域づくり」を具体化するための指針とします。

3. 地域福祉の考え方

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う仕組みを築いていくことを目指す考え方です。その実現には、行政による支援だけでなく、住民同士のつながりや地域資源を活かした協力・連携が欠かせません。

本町では、地域福祉の推進にあたり、「自助・共助・公助」の3つの視点を基本に据えています。これは、それぞれの立場や役割に応じた支え合いのかたちを尊重しながら、地域全体で福祉を支えていくという考え方です。

本計画における「自助・共助・公助」



本町における地域福祉では、このように「自助・共助・公助」がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連動・補完し合うことで、地域全体で支え合う仕組みをつくっていくことが重要だと考えています。

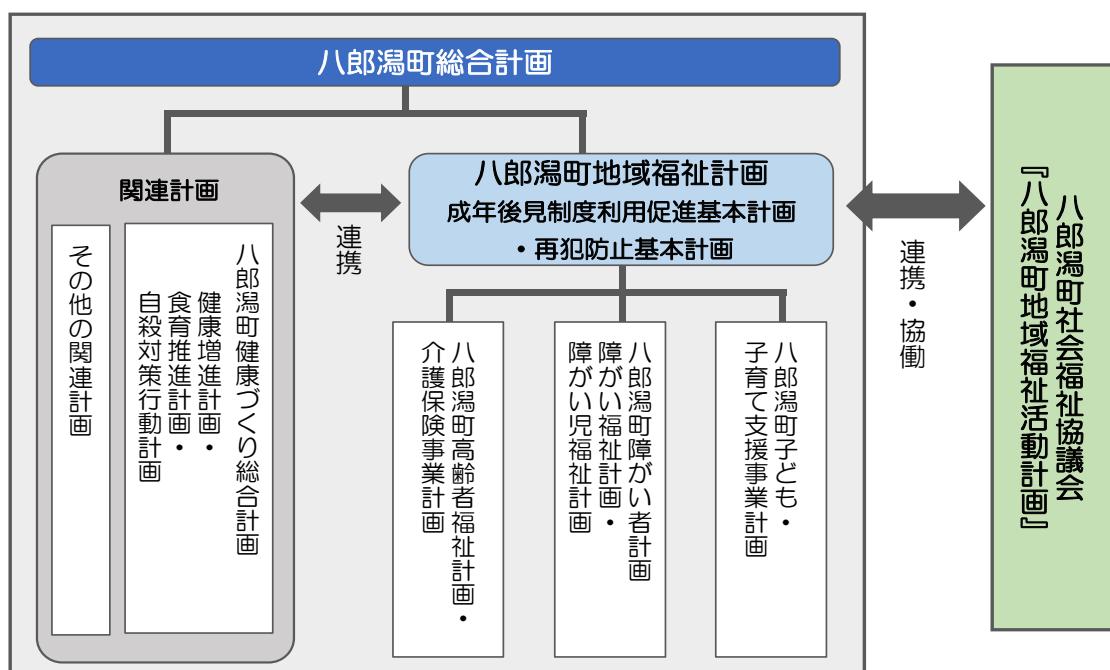
4. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、「第 7 次八郎潟町総合計画」が掲げる将来像「人と地域に寄り添い 希望と活力に満ちた 共生創造のまち」の実現に資する個別計画として位置づけられます。

あわせて、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、福祉各分野の上位計画としての性格を持ち、また、「健康づくり総合計画」等と連携し、分野を超えた共通目標や包括的な支援体制の整備を進める役割も担います。

また、「八郎潟町成年後見制度利用促進基本計画」および「八郎潟町再犯防止推進計画」についても、地域福祉の一環として本計画に内包される形で整理し、一体的に推進を図ることとします。なお、再犯防止推進計画については、地域福祉計画との整合を図るため、当初の計画期間（令和 6～10 年度）から、令和 12 年度まで延長のうえ反映しています。

関連諸計画との関係



5. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等をふまえて、必要に応じ見直しを行います。

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、健康福祉課の職員全員で構成する「八郎潟町地域福祉計画庁内検討会議」を設置し、課内での意見交換・検討を重ねるとともに、必要に応じて関係部署との意見交換を行うことにより、地域福祉の現状や課題、町としての方向性について整理を進めました。

あわせて、有識者、関係機関、町内関係団体等からなる「八郎潟町地域福祉計画策定委員会」を設置し、地域の実情をふまえながら多様な立場からの意見を聞き、計画の検討・策定を行いました。

また、町民アンケートや事業所アンケートを通じて、地域の声を丁寧に把握しながら、町の実情に即した計画づくりに努めました。

第2章 本町の地域福祉を取り巻く状況

1. 統計データからみる現状

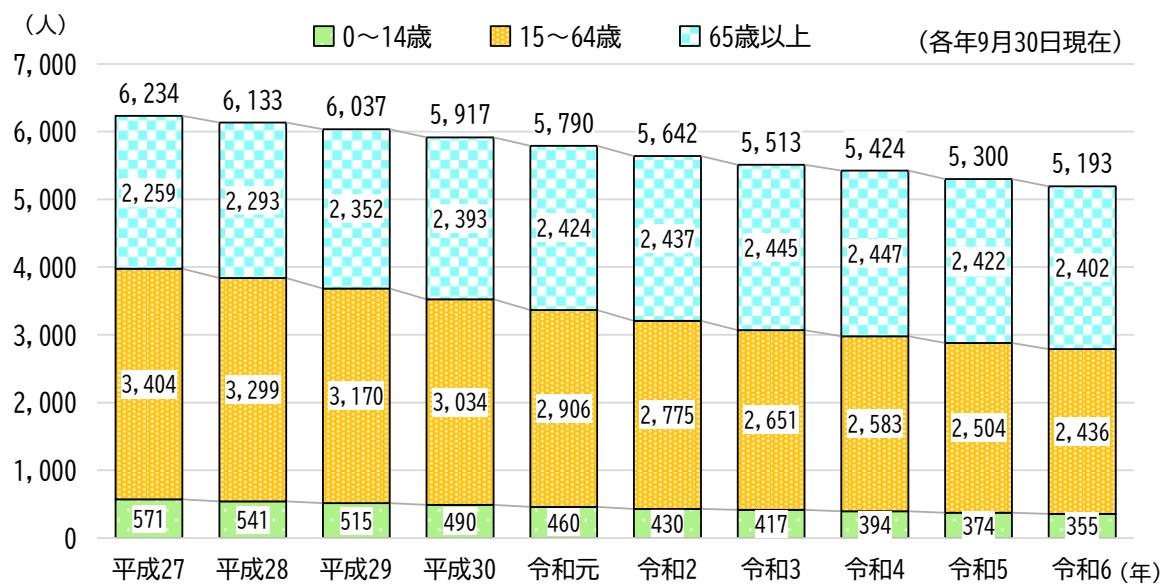
(1) 人口動態と将来見通し

(ア) 人口等の推移

① 人口の推移

令和6年の総人口は5,193人となっています。

平成27年以降の推移をみると、「総人口」、「0～14歳」、および「15～64歳」は一貫して減少している一方、「65歳以上」は令和4年まで増加傾向で推移し、令和5年から減少に転じています。

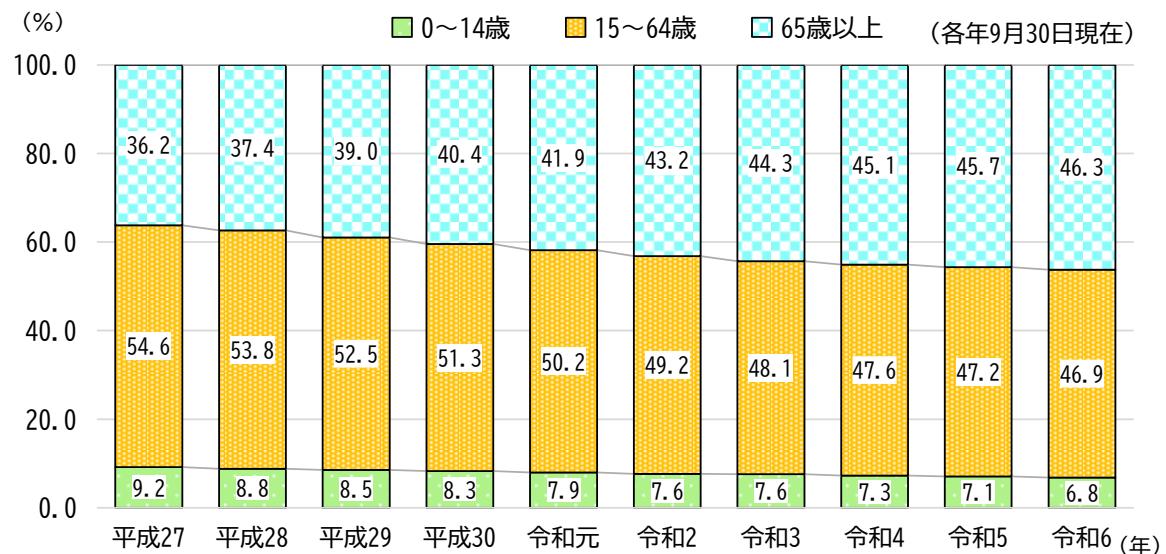


資料:住民基本台帳

② 人口構成割合の推移

令和6年の「15～64歳」の割合は46.9%、「65歳以上」の割合は46.3%となっており、この2つの年齢区分人口の割合がほぼ同率となっています。

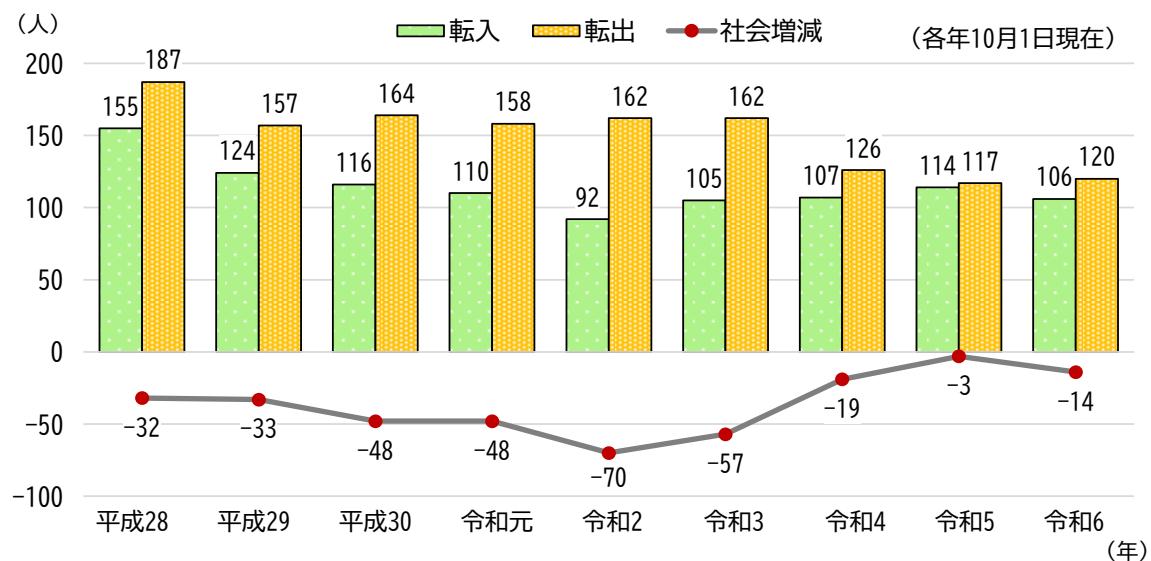
平成27年以降の推移をみると、「65歳以上」の割合は増加が続く一方、「15～64歳」の割合は一貫して減少しています。



資料:住民基本台帳

③ 社会動態の推移

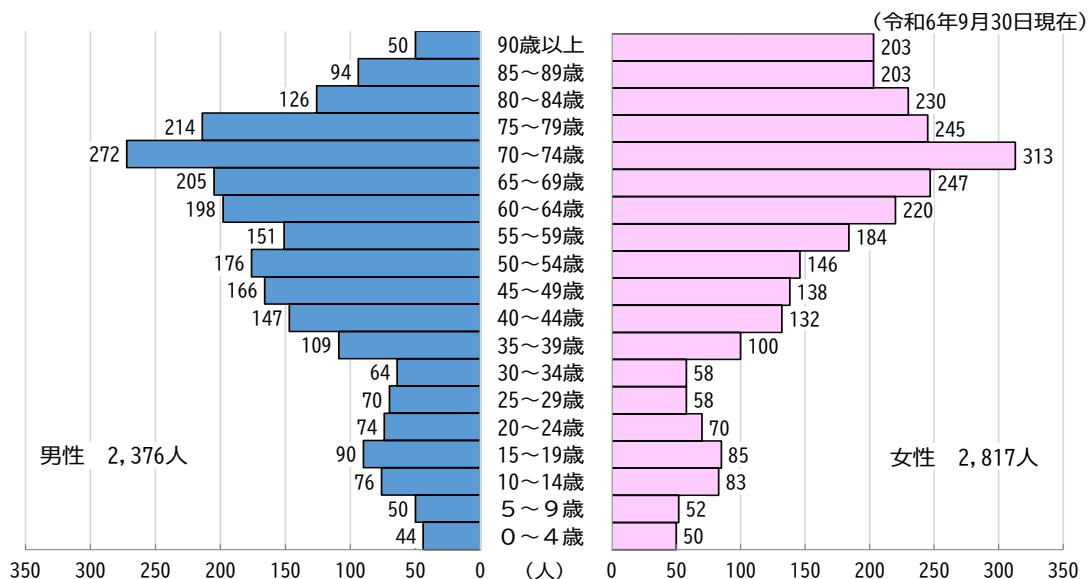
転出が転入を上回る状況が続いているが、社会増減はマイナスで推移しています。マイナス幅は、令和3年以降は縮小傾向にありました。令和6年には前年に比べて拡大となりました。



資料:秋田県年齢別人口流動調査

④ 人口ピラミッド

人口が最も多い年齢層は「70～74 歳」である一方、「0～4 歳」から「30～34 歳」までの年齢層の人口は少なくなっています。少子高齢化の状況が色濃く表れています。

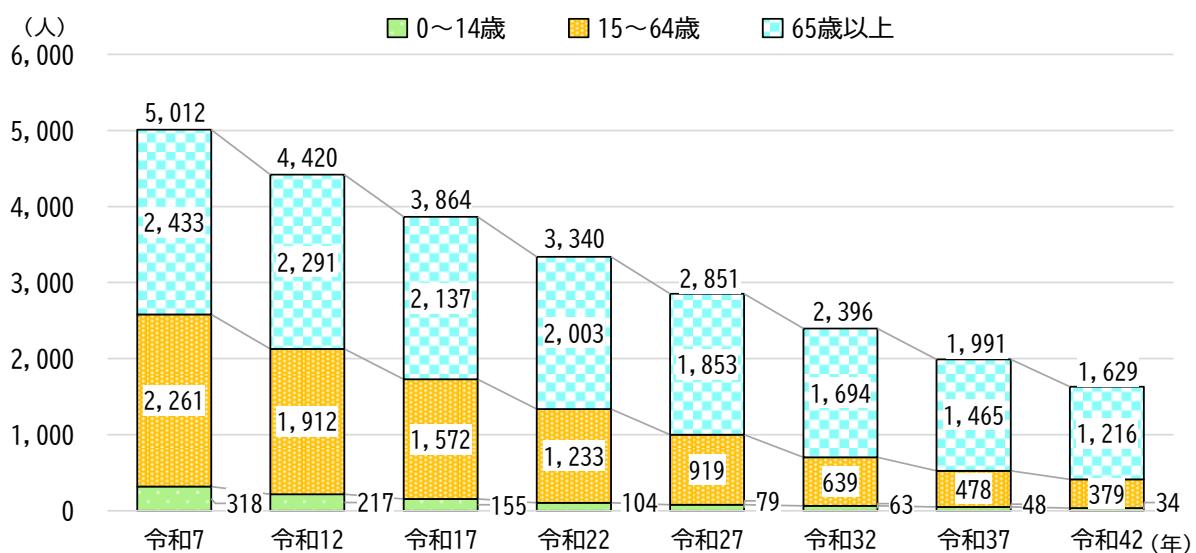


資料：住民基本台帳

（イ） 将来推計

① 人口の推移

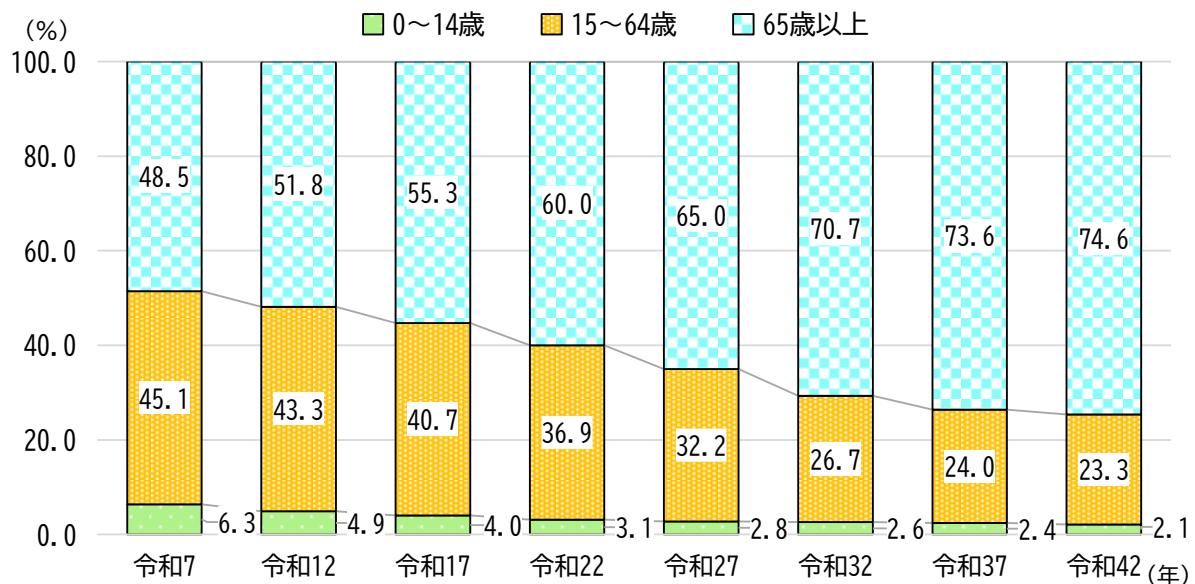
本町の人口は今後も減少が続く見通しで、令和 12 年には 4,420 人、令和 22 年には 3,340 人と推計されています。



資料：八郎潟町人口ビジョン（令和7年9月）

② 人口構成割合の推移

「65歳以上」の割合は令和12年には5割を超える見込みで、少子高齢化が一層進行することが予測されます。



資料:八郎潟町人口ビジョン(令和7年9月)

(2) 世帯数と世帯構成の変化

(ア) 世帯数の推移

令和6年の世帯数は2,413世帯となっています。

平成28年以降、緩やかな減少傾向で推移しています。

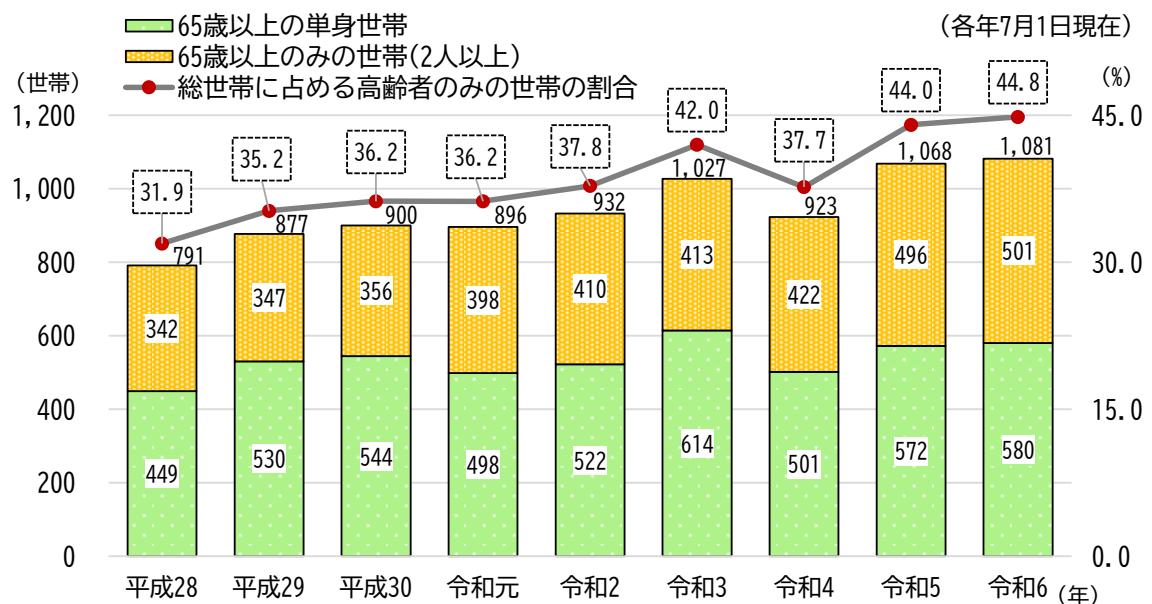


資料:住民基本台帳

(イ) 多様化する世帯構成の推移

① 高齢者のみの世帯数の推移

令和6年の高齢者のみの世帯数は1,081世帯であり、総世帯に占める割合は44.8%となっています。この割合は、令和4年に減少となりましたが、令和5年以降は増加しています。

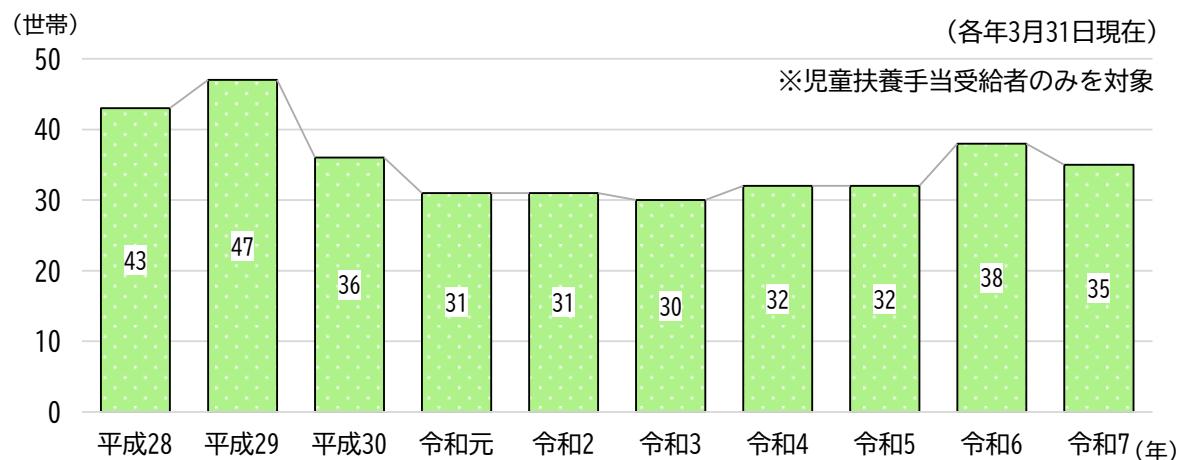


資料：秋田県老人月間関係資料

② ひとり親世帯数の推移

令和7年のひとり親世帯数は35世帯となっています。

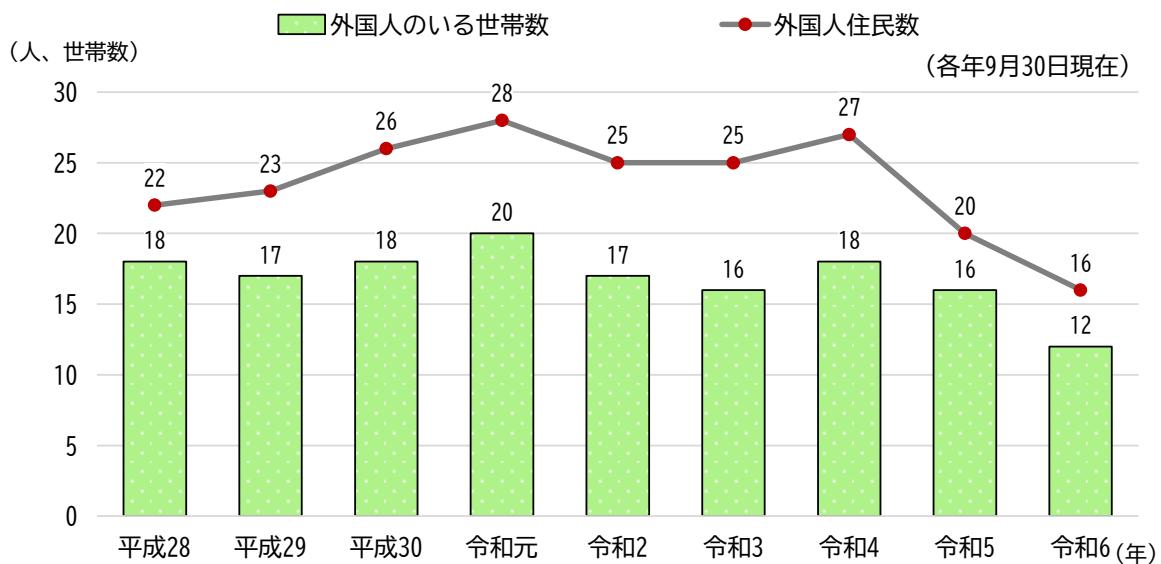
年次によって増減はありながらも、平成30年以降は30世帯台で推移しています。



資料：健康福祉課調べ

③ 外国人のいる世帯数と外国人住民数の推移

令和6年の外国人のいる世帯数は12世帯であり、外国人住民数は16人となっています。



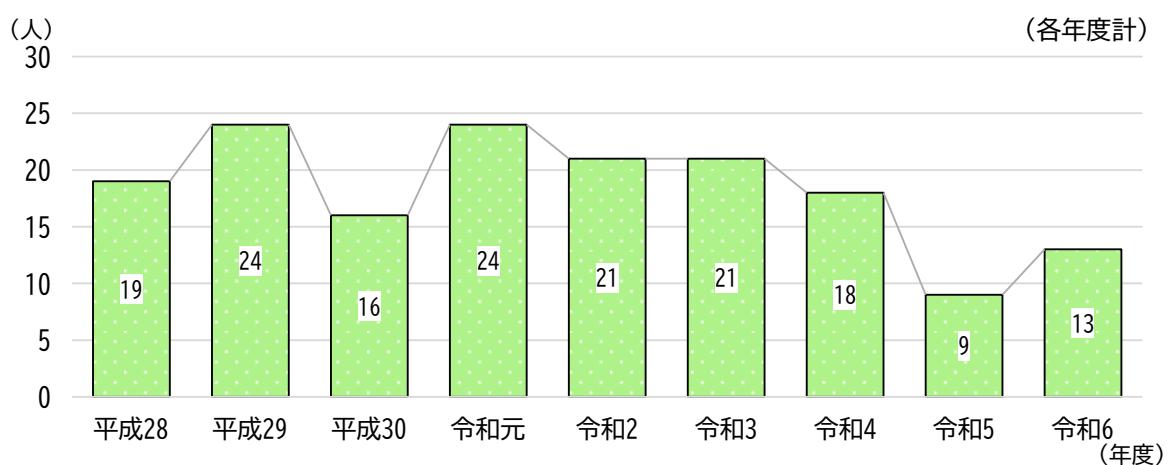
資料:住民基本台帳

(3) 年少人口および学齢期児童・生徒数の推移

(ア) 出生数の推移

令和6年度の出生数は13人となっています。

平成28年度以降の推移をみると、年度によって増減はあるものの、総じて25人未満と、少ない状況が続いている。

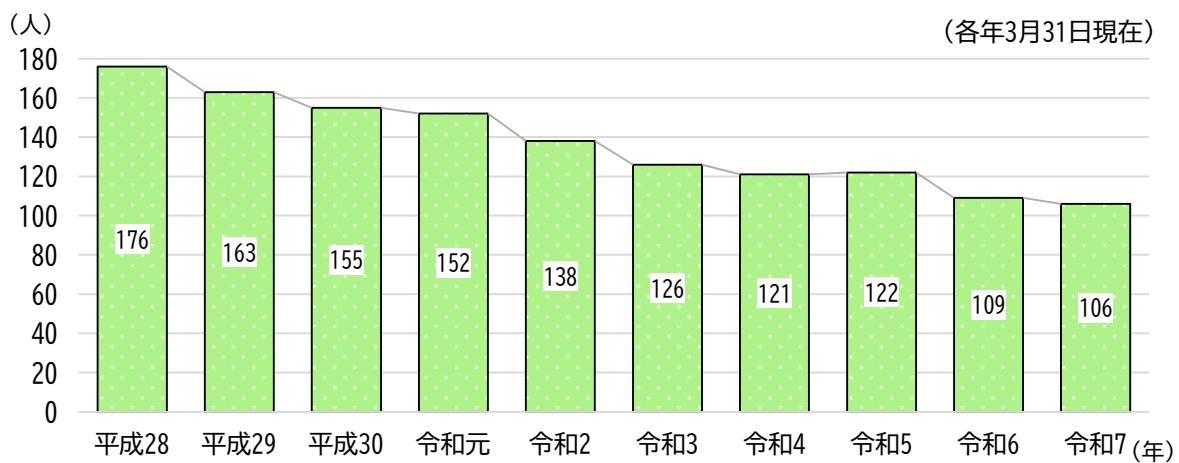


資料:住民基本台帳

(イ) 未就学児童数の推移

令和 7 年の未就学児童数は 106 人となっています。

平成 28 年以降の推移をみると、令和 5 年には増加となったものの、全体としては減少傾向となっています。

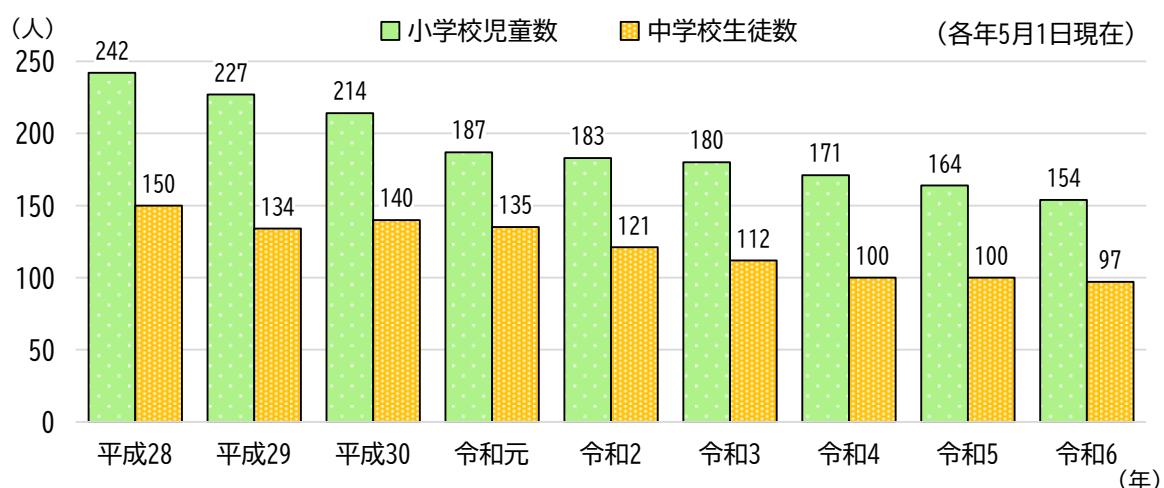


資料:住民基本台帳

(ウ) 小学校児童数と中学校生徒数の推移

令和 6 年の小学校児童数は 154 人、中学校生徒数は 97 人となっています。

平成 28 年以降の推移をみると、小学校児童数は一貫して減少しています。中学校生徒数は、年次によって増減がありながらも、総じてみると減少傾向となっています。



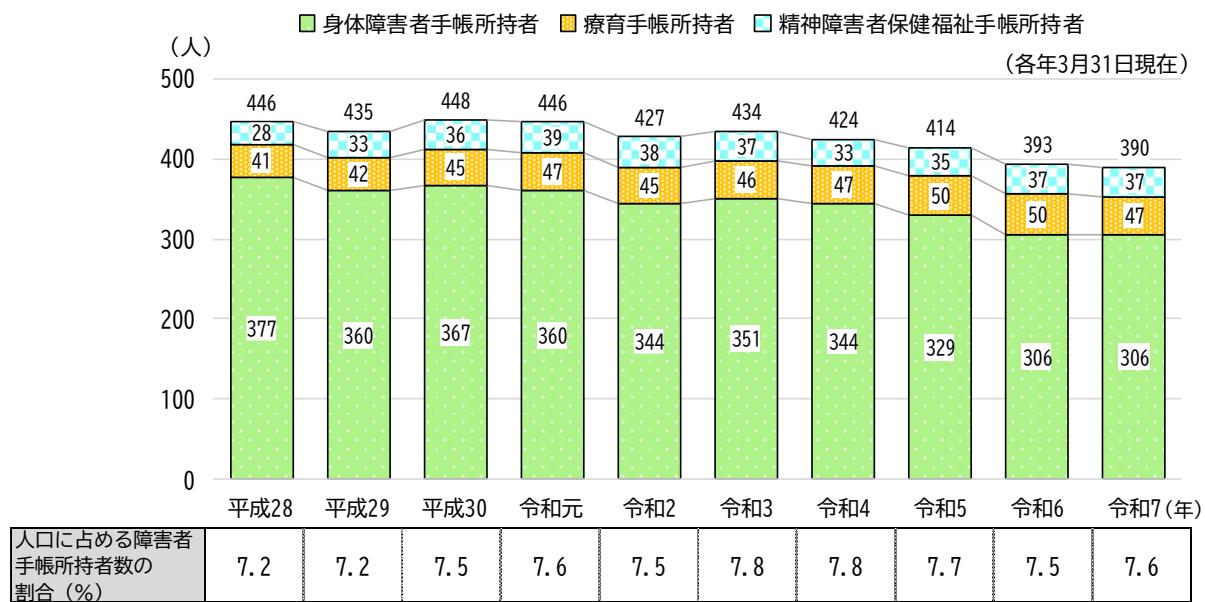
資料:学校基本調査

(4) 障害者手帳所持者数および障害種別・等級別の推移

(ア) 障害者手帳所持者数の推移

各種障害者手帳所持者数の合計は、令和7年で390人となり、総人口に占める割合は7.6%となっています。

平成28年以降の推移をみると、各種障害者手帳所持者数の合計は減少傾向となっている一方、総人口に占める割合は平成30年以降7.5%以上で推移しており、平成28年～29年に比べて高くなっています。



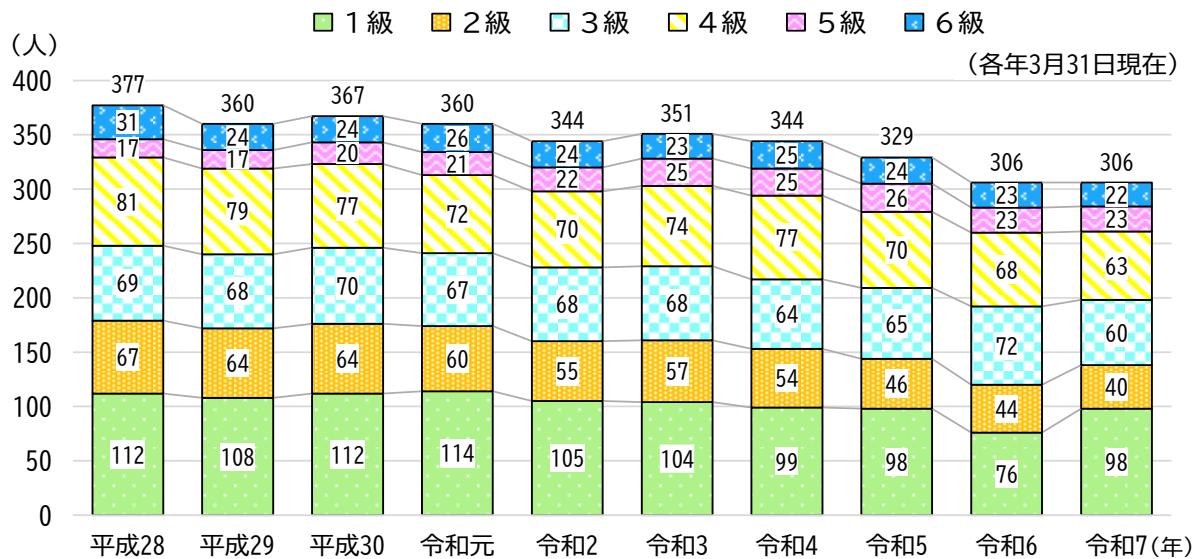
資料:平成30年～令和5年は「八郎潟町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」

(令和6年3月)、平成28～29年および令和6～7年は健康福祉課調べ

(イ) 障害種別・等級別の推移

① 身体障害者手帳所持者の等級別内訳数の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、令和7年は「1級」が98人で最も多く、次いで「4級」が63人、「3級」が60人となっています。

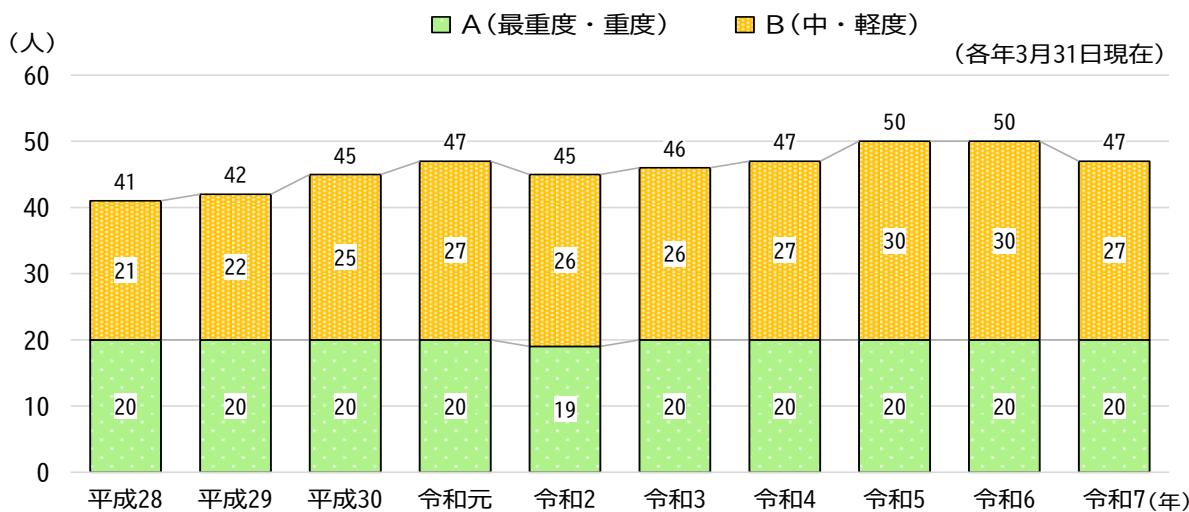


資料:平成30年～令和5年は「八郎潟町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」
(令和6年3月)、平成28～29年および令和6～7年は健康福祉課調べ

② 療育手帳所持者の等級別内訳数の推移

療育手帳所持者数を等級別にみると、令和7年は「B（中・軽度）」が27人、「A（最重度・重度）」が20人となっています。

平成28年に比べて、「B（中・軽度）」の人数は増加しています。

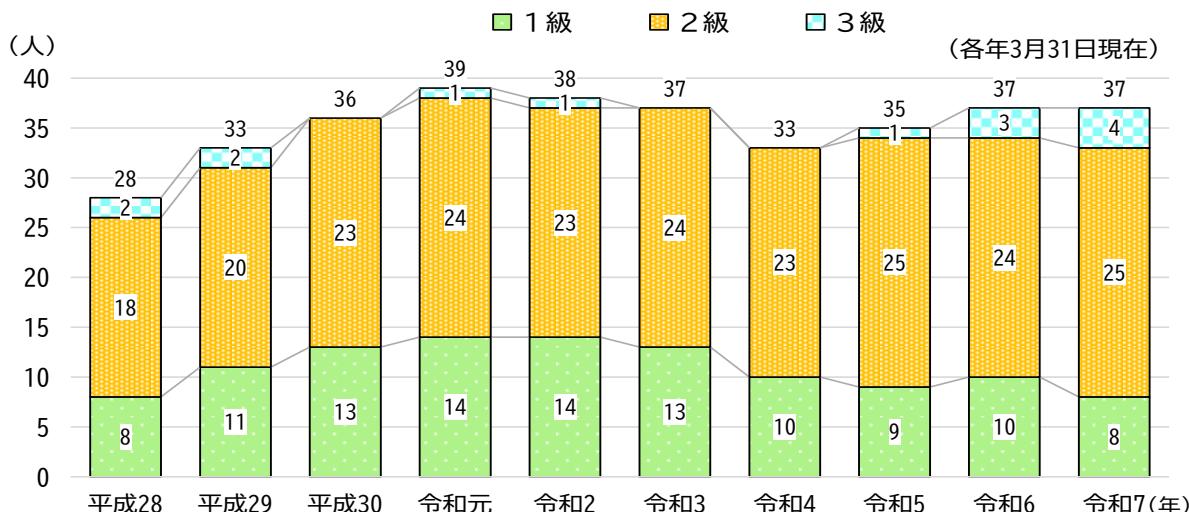


資料:平成30年～令和5年は「八郎潟町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」
(令和6年3月)、平成28～29年および令和6～7年は健康福祉課調べ

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、令和7年は「2級」が25人で最も多く、次いで「1級」が8人、「3級」が4人となっています。

平成28年に比べて、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

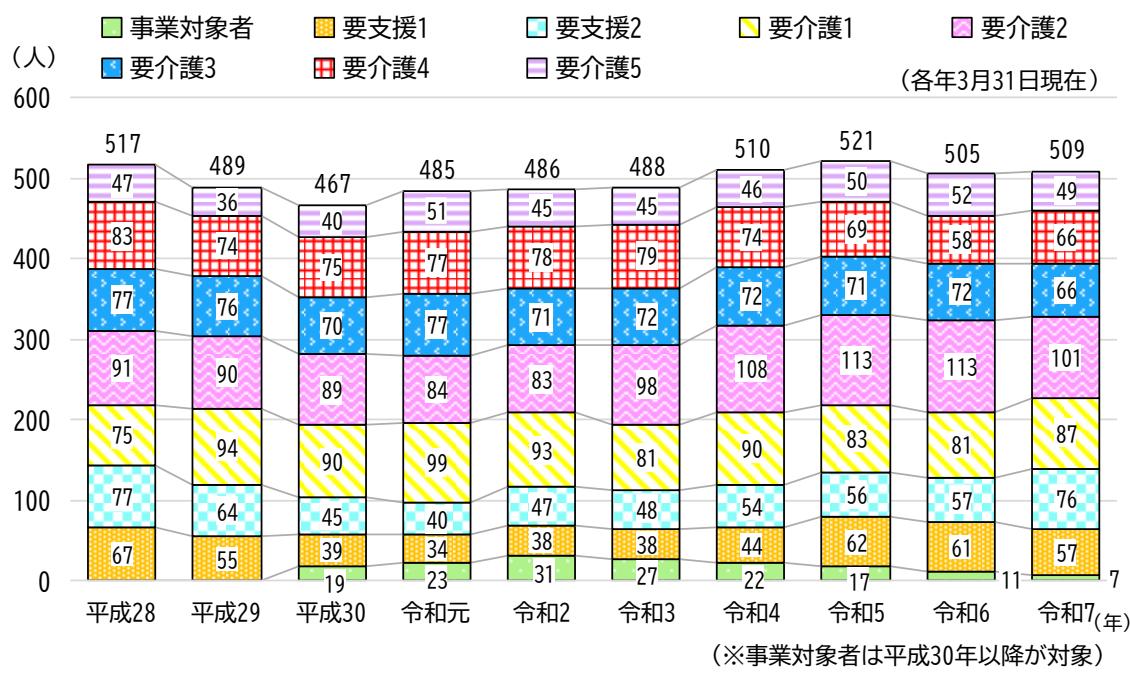


資料:平成30年～令和5年は「八郎潟町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」
(令和6年3月)、平成28～29年および令和6～7年は健康福祉課調べ

(5) 介護認定者数・認定率の推移

要介護認定者と事業対象者の合計は、令和7年で509人となり、認定率は21.2%となっています。

平成28年以降の推移をみると、認定率は、平成30年から令和3年の間は20%前後でしたが、令和4年以降は21.0%前後となっており、やや増加しています。



資料:要支援・要介護認定者数は「介護保険事業状況報告」、事業対象者数は健康福祉課調べ

(6) 生活保護制度の利用状況の推移

生活保護の被保護世帯数は令和7年で68世帯となっており、被保護人員数は87人、保護率は1.69%となっています。

令和元年以降の推移をみると、保護率は令和5年までは1.9%台で推移していたものの、令和6年以降は減少しています。

	(年)						
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
被保護世帯数	80	83	85	84	81	78	68
被保護人員数	112	110	111	104	105	98	87
保護率 (%)	1.92	1.92	1.99	1.92	1.96	1.83	1.69

資料:秋田県中央福祉事務所調べ

2. アンケート調査結果からうかがえる状況

(1) 調査の概要

地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉に関する現状や課題を把握するとともに、町民や事業所（団体）の意見を計画に反映することを目的として、以下 2 種類のアンケート調査を実施しました。

(ア) 町民アンケート

調査期間	令和 7 年 6 月 23 日～7 月 16 日 (郵送回答は 7 月 22 日到着分までを集計)
調査方法	郵送配布－郵送・web 回収併用
調査対象および配布数	町内在住の 18 歳以上の町民より無作為抽出 1,000 名
回収数（回答率）	463（回答率 46.3%）

(イ) 事業所（団体）アンケート

調査期間	令和 7 年 6 月 23 日～7 月 16 日 (郵送回答は 7 月 22 日到着分までを集計)
調査方法	郵送配布－郵送・web 回収併用
調査対象および配布数	町内で事業を行う福祉関係の事業所や民間企業、団体等 65 事業所
回収数（回答率）	43（回答率 66.2%）

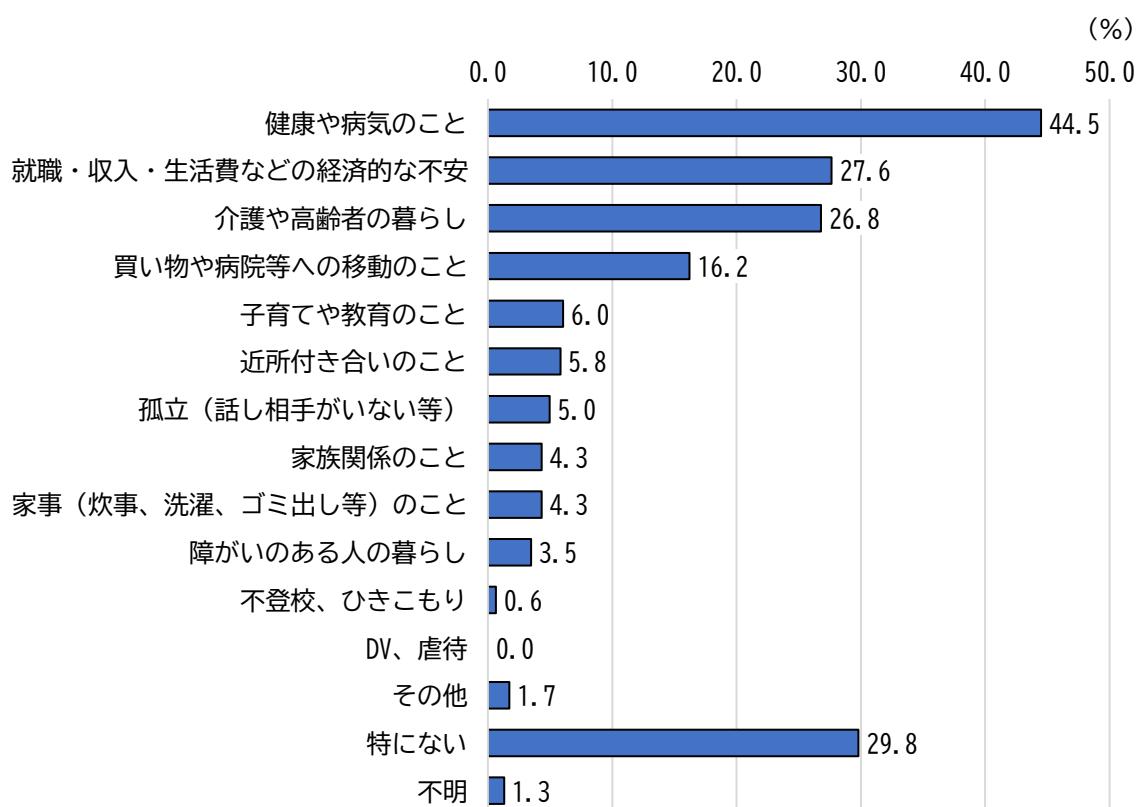
(2) 調査結果（抜粋）

(ア) 町民の悩みと事業所の視点からみる地域課題

① 町民が抱える日常生活の悩みや不安

町民が抱える悩みや不安の内容については、「健康や病気のこと」が4割台で最も高く、次いで「就職・収入・生活費などの経済的な不安」と「介護や高齢者の暮らし」がいずれも2割台で続いています。

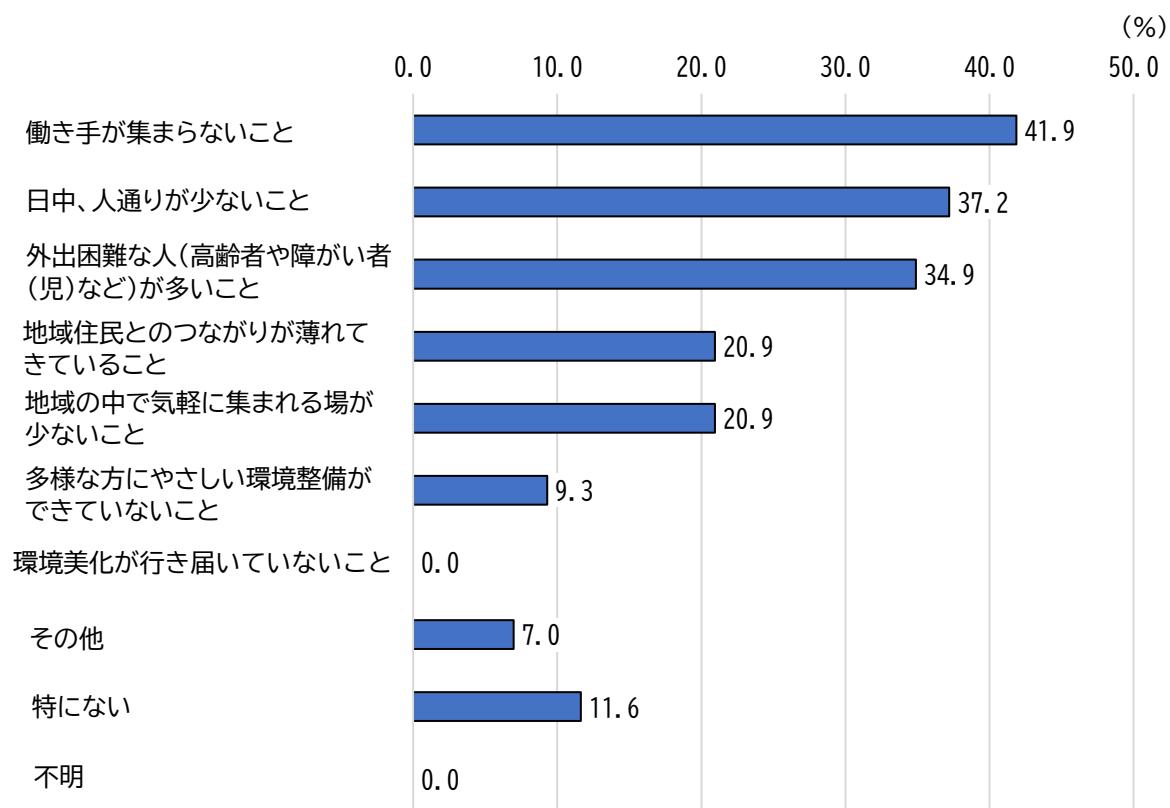
一方、全体でみると「特にない」が3割近くで2番目に高い割合となっており、日常生活に大きな悩みを感じていない町民が一定数存在することがうかがえます。



（町民アンケート／問10、複数回答）

② 事業所が感じる町内の問題や課題

「働き手が集まらないこと」が 4 割台で最も高く、次いで「日中、人通りが少ないこと」と「外出困難な人（高齢者や障がい者（児）など）が多いこと」がともに 3 割台で続いています。

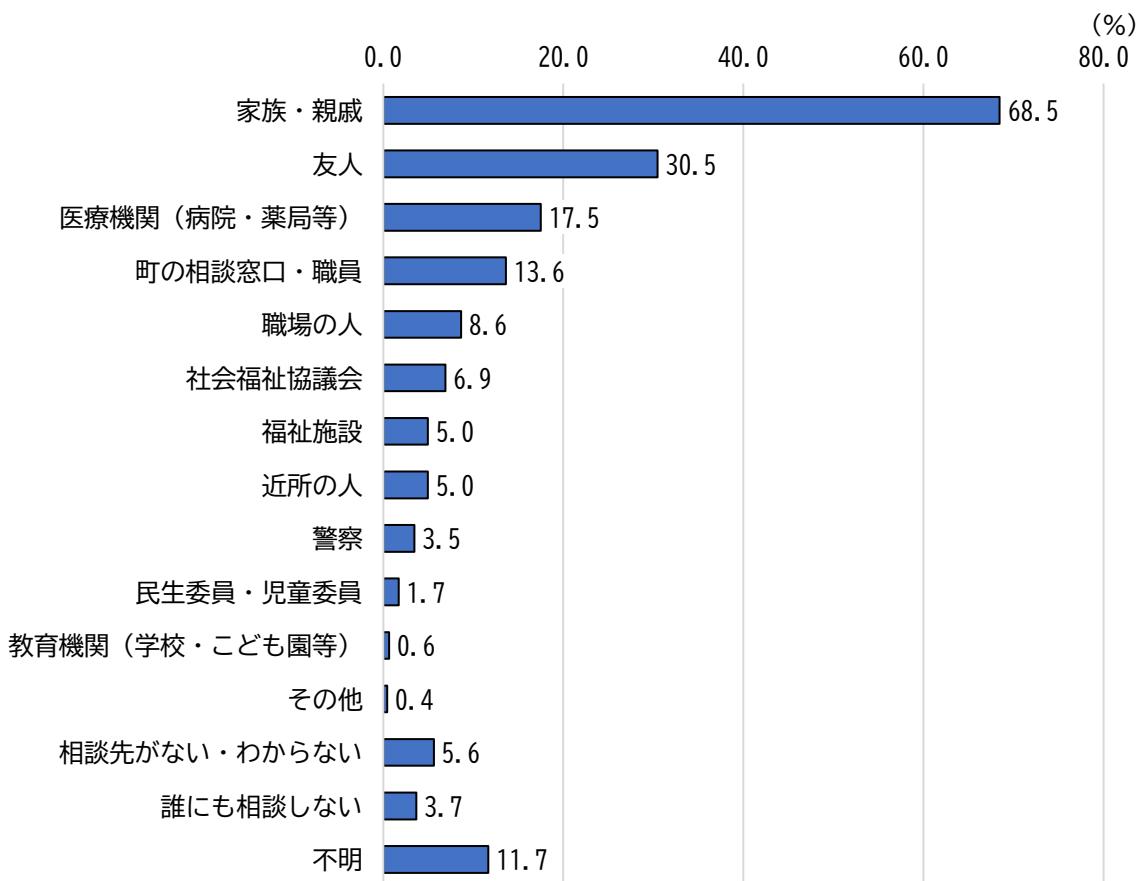


（事業所アンケート／問7、複数回答）

(イ) 権利擁護と支援につながる仕組みづくり

① 町民が相談している相手

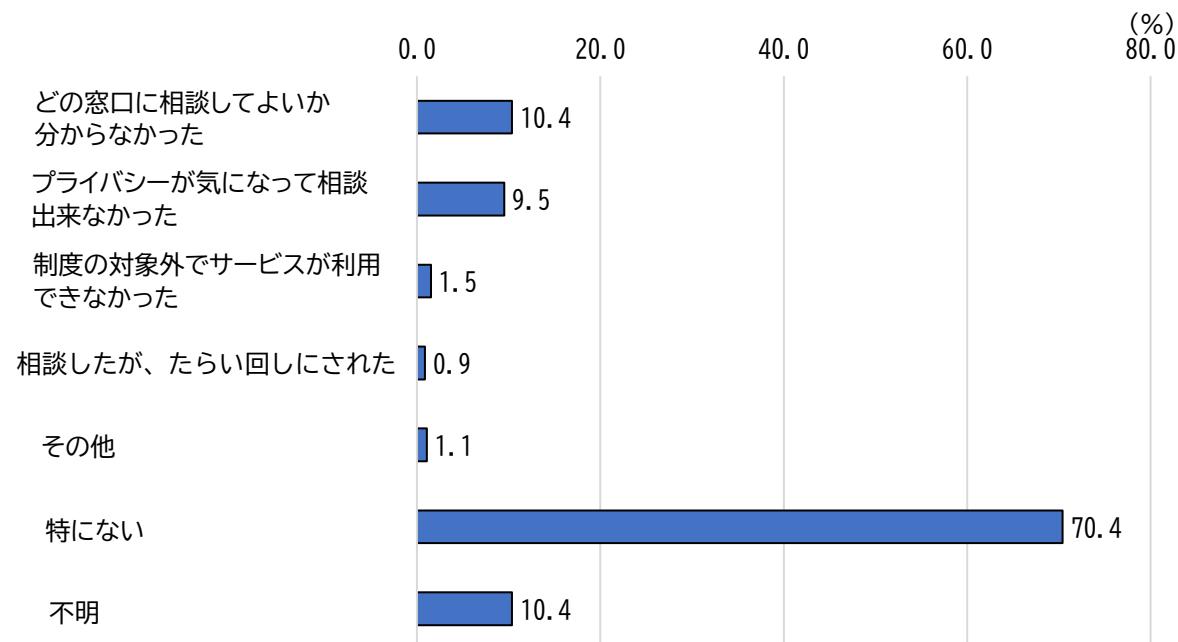
「家族・親戚」が6割台で突出して高く、次いで「友人」が3割台で続いています。また、「相談先がない・わからない」と「誰にも相談しない」の割合はいずれも1割未満と低いものの、必要な支援につながっていない方がいるおそれがあります。



(町民アンケート／問11、複数回答)

② 町への相談時に町民が感じる困りごと

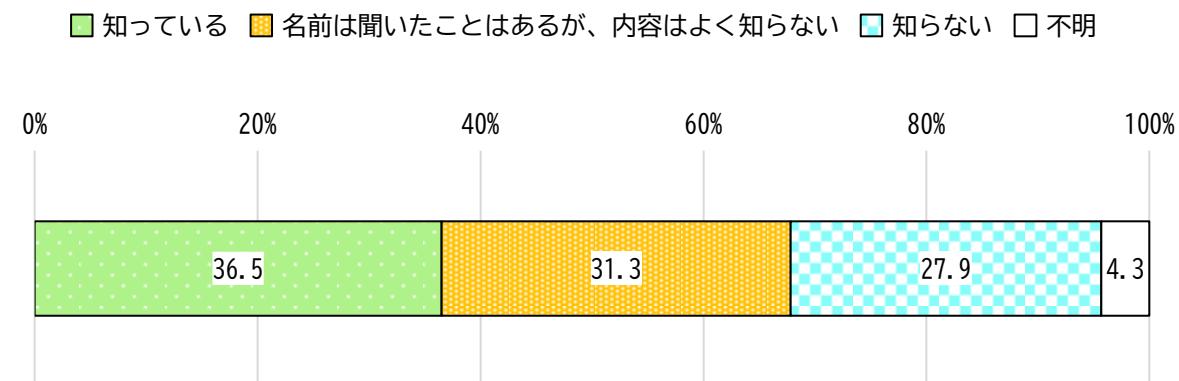
「特ない」が約7割で突出して高くなつた一方、困りごとがあつた方の具体的な内容については、「どの窓口に相談してよいか分からなかつた」が1割台、「プライバシーが気になつて相談できなかつた」が1割近くとなつています。



(町民アンケート／問12、複数回答)

③ 町民の成年後見制度に対する認知状況

「知つてゐる」と「名前は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」がともに3割台となつた一方、「知らない」は2割台となつています。



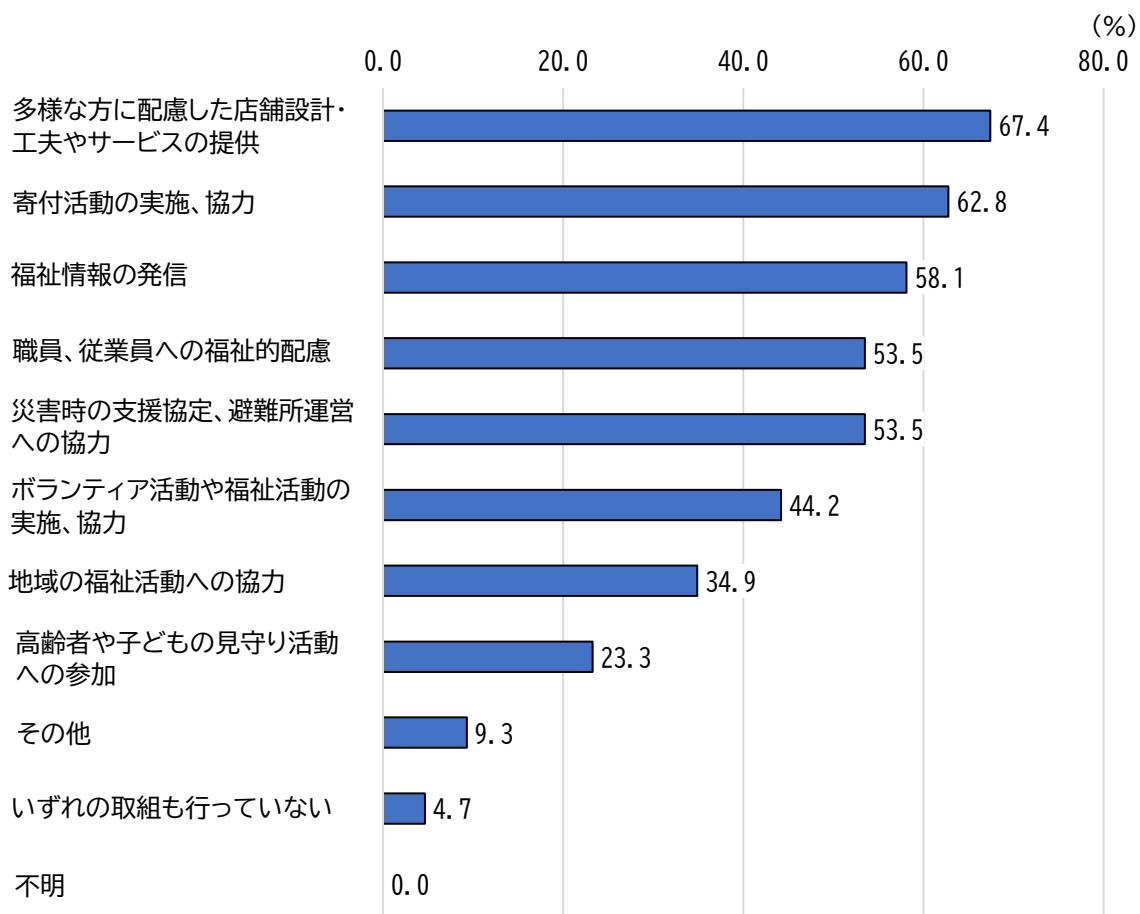
(町民アンケート／問27)

(ウ) 地域に根ざした事業所（団体）の福祉への取組

① 事業所（団体）が現在実施している福祉に関する取組

「多様な方に配慮した店舗設計・工夫やサービスの提供」と「寄付活動の実施、協力」がともに6割台、「福祉情報の発信」、「職員、従業員への福祉的配慮」、「災害時の支援協定、避難所運営への協力」がいずれも5割台となっています。

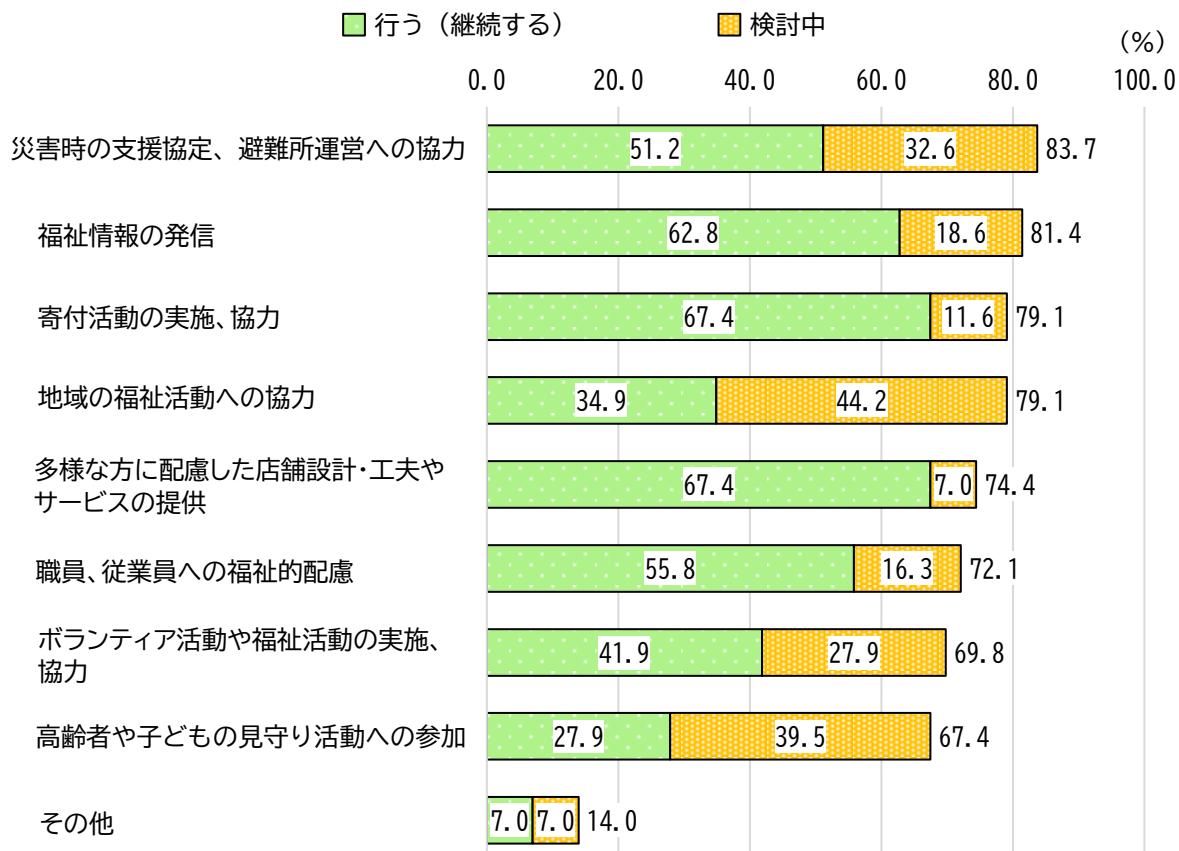
「いずれの取組も行っていない」は1割未満となっており、多くの事業所（団体）が何らかの福祉に関する取組を行っていることがうかがえます。



（事業所アンケート／問4、複数回答）

② 事業所（団体）の取組の今後の実施方針

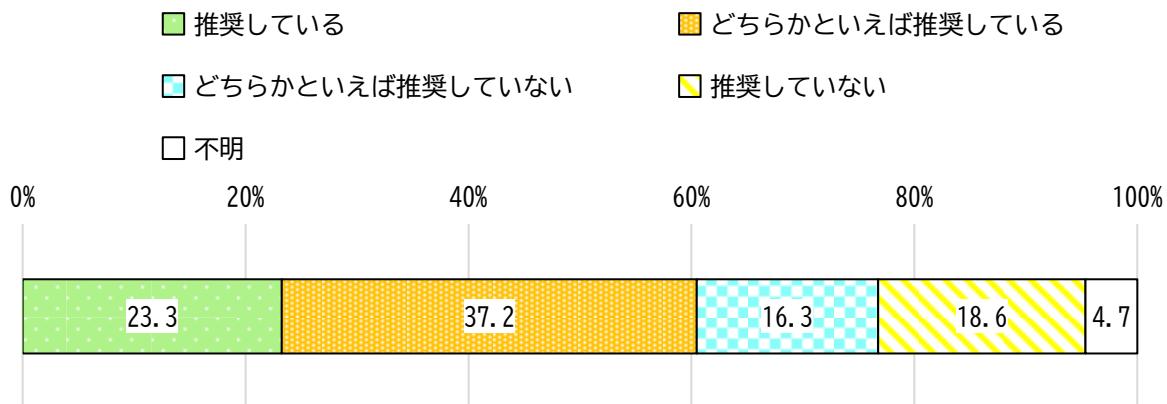
「行う（継続する）」と「検討中」を合わせた割合は、「災害時の支援協定、避難所運営への協力」と「福祉情報の発信」がともに8割台、「寄付活動の実施、協力」、「地域の福祉活動への協力」、「多様な方に配慮した店舗設計・工夫やサービスの提供」、「職員、従業員への福祉的配慮」がいずれも7割台と高くなっています。



（事業所アンケート／問5）

③ 事業所における職員の地域活動参加促進

『推奨している』（「推奨している」と「どちらかといえば推奨している」の合計）が約 6 割を占め、『推奨していない』（「どちらかといえば推奨していない」と「推奨していない」の合計）を上回っています。

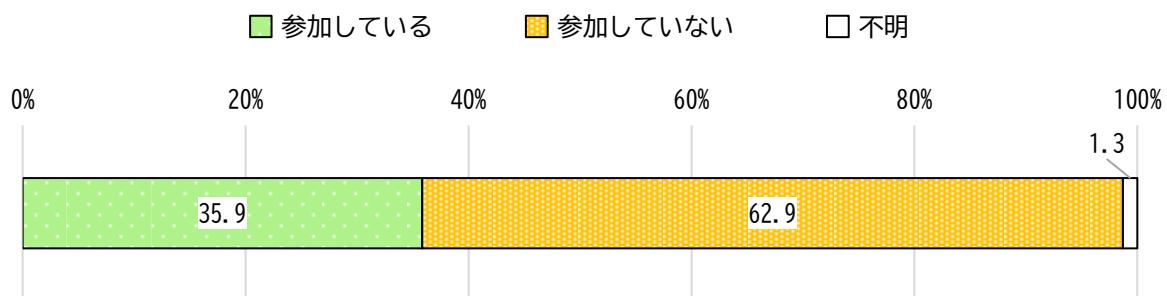


（事業所アンケート／問6）

（工）地域活動への参加と支え合い

① 町民の地域活動への参加状況

「参加していない」が 6 割台となり、「参加している」を上回っています。

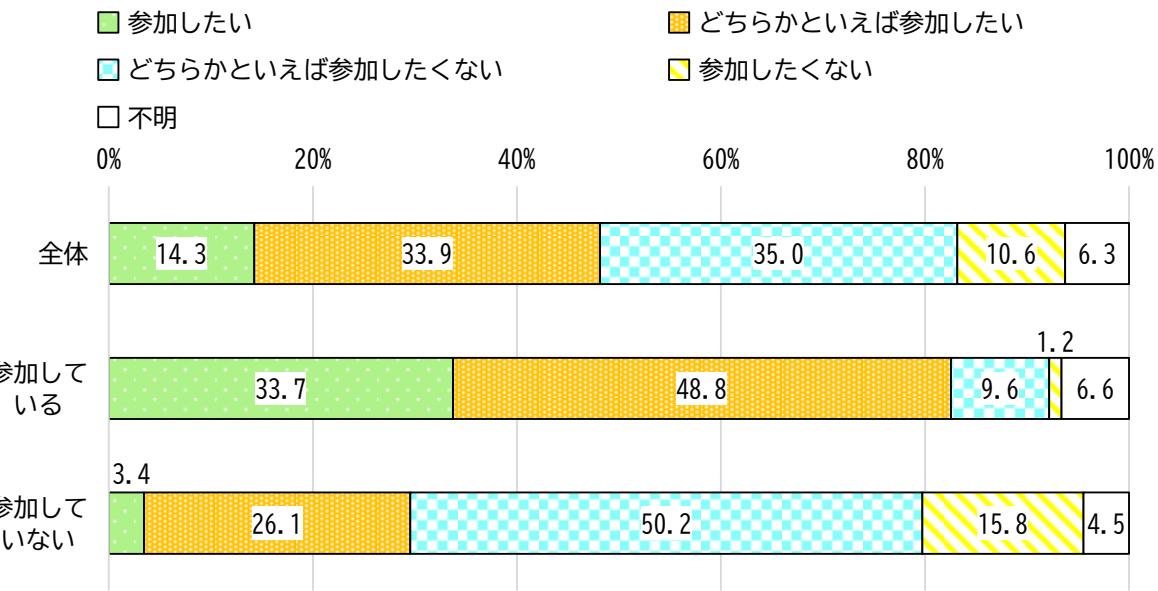


（町民アンケート／問 17）

② 町民の地域活動への今後の参加希望

全体では、『参加したい』（「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の合計）が48.2%、『参加したくない』（「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」の合計）は45.6%となり、ほぼ同様の割合を示しています。

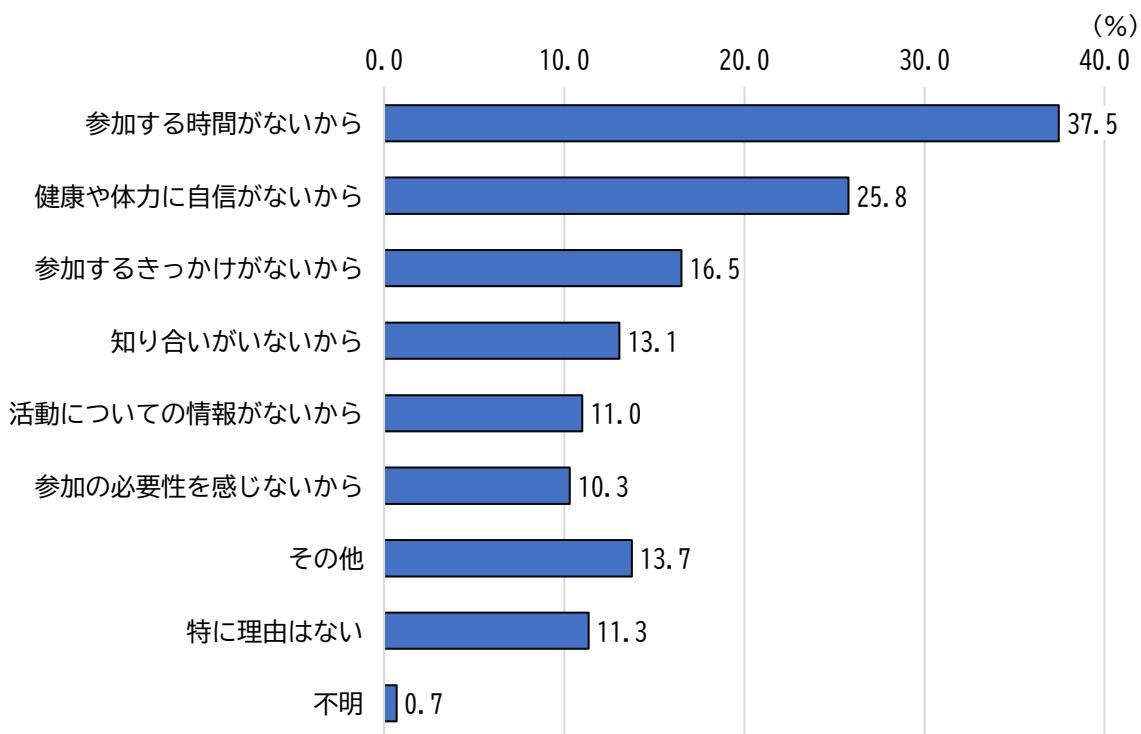
地域活動への現在の参加状況別でみると、『参加したい』の割合は、現在参加している人では8割を超えるのに対し、現在参加していない人では約3割にとどまっています。



(町民アンケート／問17×問18)

③ 町民が地域活動に参加していない理由

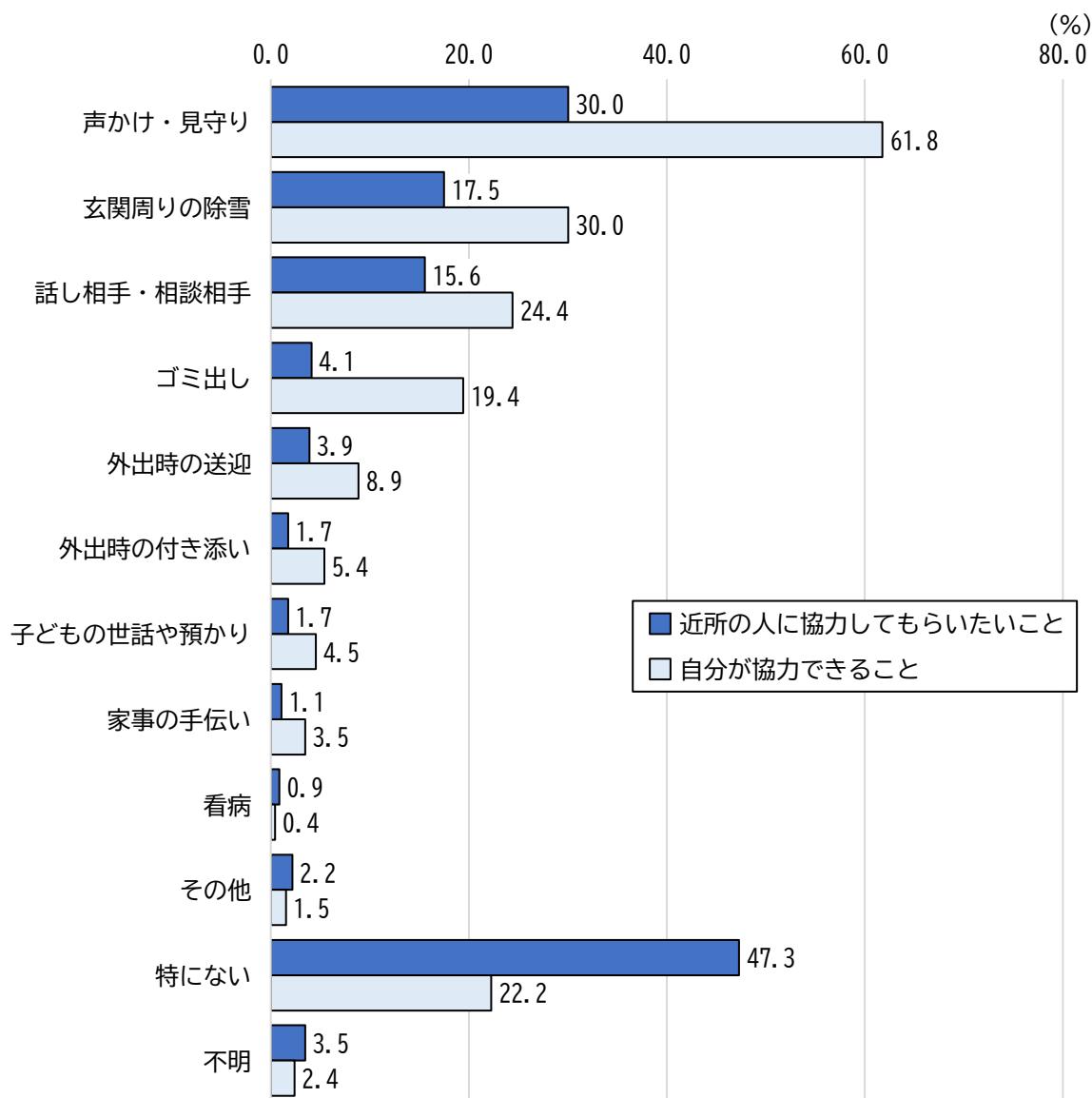
「参加する時間がないから」が 3 割台で最も高く、次いで「健康や体力に自信がないから」が 2 割台となっています。



(町民アンケート／問 17-1、複数回答)

④ 困っているときに近所の人に協力できること・協力してもらいたいこと

「自分が協力できること」では、「声かけ・見守り」が6割台で最も高く、次いで「玄関周りの除雪」が3割、「話し相手・相談相手」が2割台となっています。一方、「協力してもらいたいこと」では、「特がない」が4割台で最も高く、次いで「声かけ・見守り」が3割となっています。



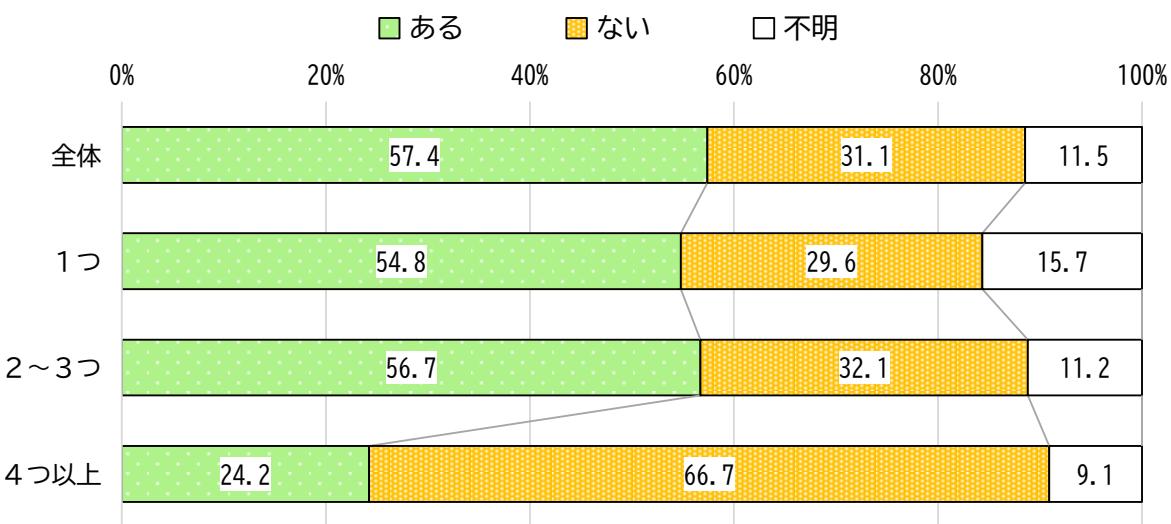
(町民アンケート／問15・問16、複数回答)

(才) 複雑・多様化する課題に対応する相談支援体制の整備

① 町民の包括的な相談先の有無

全体では、「ある」が5割以上を占めた一方、「ない」は3割台となっています。

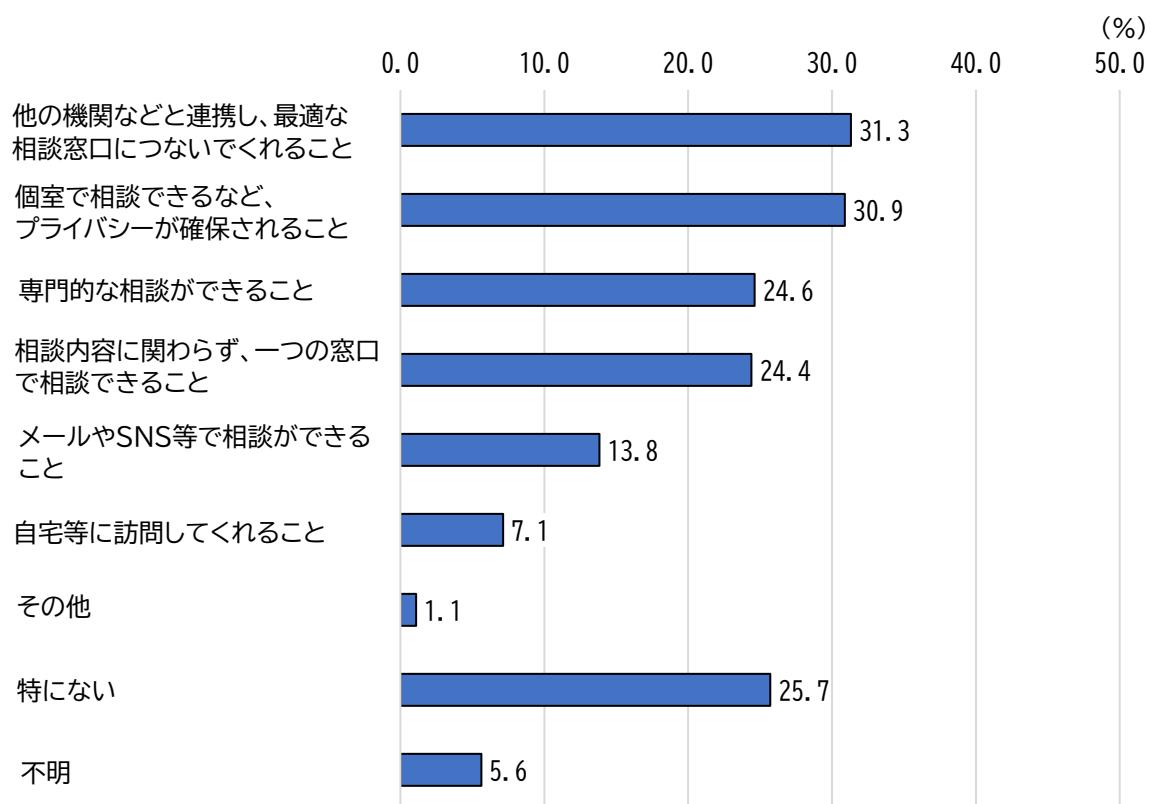
悩みの数別でみると、日常生活での悩みが4つ以上ある人は、悩みが3つ以下の人々に比べて「ない」の割合が非常に高くなっています。悩みが複雑・複合化している人々ほど包括的な相談先を持っていない傾向がうかがえます。



(町民アンケート／問10×問11-1)

② 町民が相談窓口に望むこと

「他の機関などと連携し、最適な相談窓口につないでくれること」と「個室で相談できるなど、プライバシーが確保されること」がともに 3 割台で高くなっています。



(町民アンケート／問 13、複数回答)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 本町が取り組むべき課題

第2章で整理した現状分析および町民・事業所アンケートの結果、さらに計画策定委員会での意見をふまえ、庁内検討会議で検討を行い、地域共生社会の実現に向けて町として重点的に取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

課題1 地域のつながりの強化と地域活動の担い手不足の解消

本来、地域では日常的なあいさつや声かけを通じて関係が築かれ、町内会やボランティア活動を通じて互いに支え合うことが理想です。しかし現状では、若い世代を中心にあいさつや声かけといった日常的な関わりが希薄になっており、また、町内会の役員のなり手不足や機能低下が進んでいます。さらに、地域行事や身近なボランティア活動に参加する人も減少しており、町民の「協力したい」という意識が具体的な活動につながりにくくなっています。

課題2 現役世代の地域活動への参加率の低さと意識のギャップの縮小

町民の多くが「地域共生社会の実感が一定程度ある」と答え、地域福祉の推進について「行政と協力し合い、共に取り組むべき」と考えているにもかかわらず、現役世代では地域活動への不参加が多数を占めています。その背景には「時間がない」「きっかけがない」といった理由があり、生活や仕事の状況と相まって、意識と行動の間にギャップが生じています。

課題3 相談しやすく、支援に繋がる仕組みづくり

町民が困りごとを抱えた際には、安心して相談でき、適切な支援につながることが理想です。しかし現状では、「どの窓口に相談してよいかわからない」「プライバシーの面で不安」といった声がみられ、また、複数の悩みを抱える人ほど包括的な相談先を見つけにくい傾向があります。さらに、民生委員・児童委員といった地域の身近な支援者の認知度が低く、成年後見制度をはじめとする制度の理解も不十分で、必要な支援につながりにくい状況があります。

課題4 地域福祉活動の担い手・情報不足の解消と、協働の促進

地域では多様な主体が福祉活動に関わり、互いに支え合うことが望されます。町内の多くの事業所や団体は何らかの福祉活動を行っていますが、「働き手が集まらない」「福祉活動を担うボランティアが不足している」「活動に必要な情報が不足している」といった状況があり、福祉活動の継続や拡大が難しい状況にあります。

課題5 災害に備えた支え合いと情報共有の仕組みづくり

災害時には、町民一人一人が自らの命を守り、地域で支え合うことが理想です。しかし現状では、「災害の情報がわからない」という不安の声もあり、災害時の情報伝達や共有に懸念があるほか、町民の危機感が低く、「自分の命は自分で守る」という自助意識が十分に浸透していません。平常時のあいさつや声かけが若い世代で行われにくくなってしまい、日常の関係性の希薄さが災害時の支え合いの弱さにつながる懸念があります。

2. 目指す姿と基本理念

本町では、前項で整理した課題に取り組むことにより、地域に暮らすすべての町民が、年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

本計画においては、目指す地域社会の姿を「誰もが自分らしく暮らし、お互いに支え合う地域共生社会」とし、「誰もが尊重し合い みんなで創る つながりと支え合いの中で 安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、地域福祉を推進します。

目指す姿

誰もが自分らしく暮らし、お互いに支え合う地域共生社会

基本理念

誰もが尊重し合い みんなで創る
つながりと支え合いの中で 安心して暮らせるまちの実現

3. 施策の方向性

「目指す姿」の実現に向け、課題に取り組むにあたり、「仕組みづくり」「人づくり」「地域づくり」を施策の方向性として掲げます。

これら3つの方向性は、5つの課題すべてに共通して取り組む横断的な視点であり、相互に関連しながら地域福祉の推進を支えるものです。

また、これらの方向性は、各課題において共通して展開される取組の柱として位置づけられ、次頁の「計画の体系」に示すように、課題ごとに「仕組み」「人」「地域」の3つの視点から施策を整理しています。

施策の方向性1 仕組みづくり

庁内の連携を深め、町民や関係機関等多様な主体が一体となって支援できる体制を整えることが重要です。部署間の情報共有や連携の仕組みを強化し、課題を早期に発見し対応できるようにします。また、町と関係機関・団体が相互に支え合いながら、地域全体で包括的な支援が行えるような協働の仕組みを築きます。

こうした取組を通じて、誰もが安心して相談や支援を受けられる基盤を整えます。

施策の方向性2 人づくり

地域福祉を支えるのは、地域住民一人一人です。地域活動の担い手を育てるとともに、町民が互いに理解し、支え合う意識を高めていくことが求められます。町では、さまざまな普及啓発活動や、研修や学びの場の提供等を通じて、町民や関係者の人材育成を進めます。

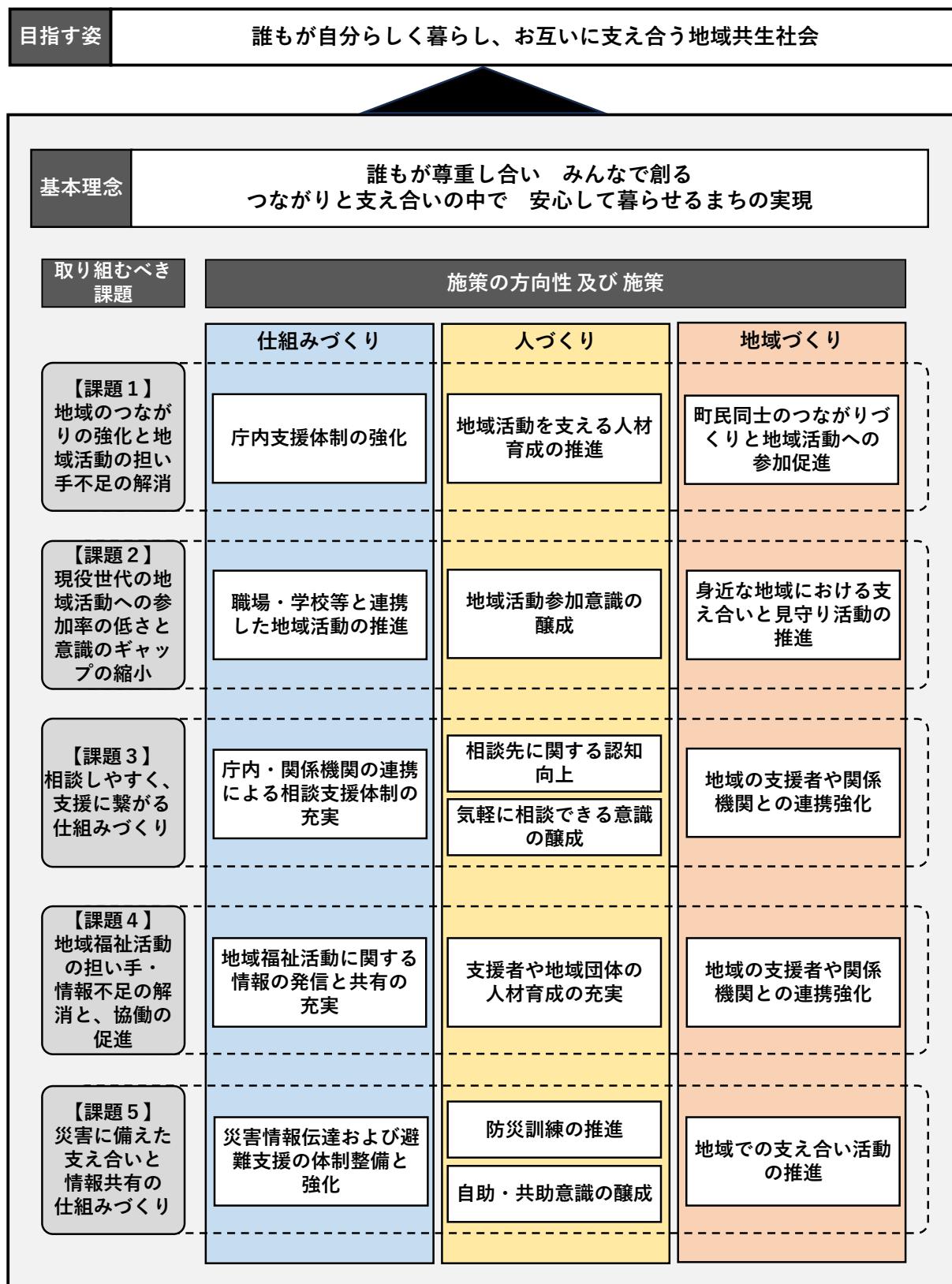
こうした取組を重ねることで、地域におけるつながりの輪を広げ、誰もが地域福祉の担い手となる土壌を育みます。

施策の方向性3 地域づくり

町民が主体となり、日常の暮らしの中で支え合いや助け合いが広がる地域を目指します。そのために、地域での活動や交流の機会を支援し、町民同士がつながりを深める場を育てます。また、地域の団体や事業所等、多様な主体が協力し合う仕組みづくりを進め、活動を継続的に発展させていきます。

こうした取組を通じて、支え合いの関係が日常的に根づき、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

4. 計画の体系

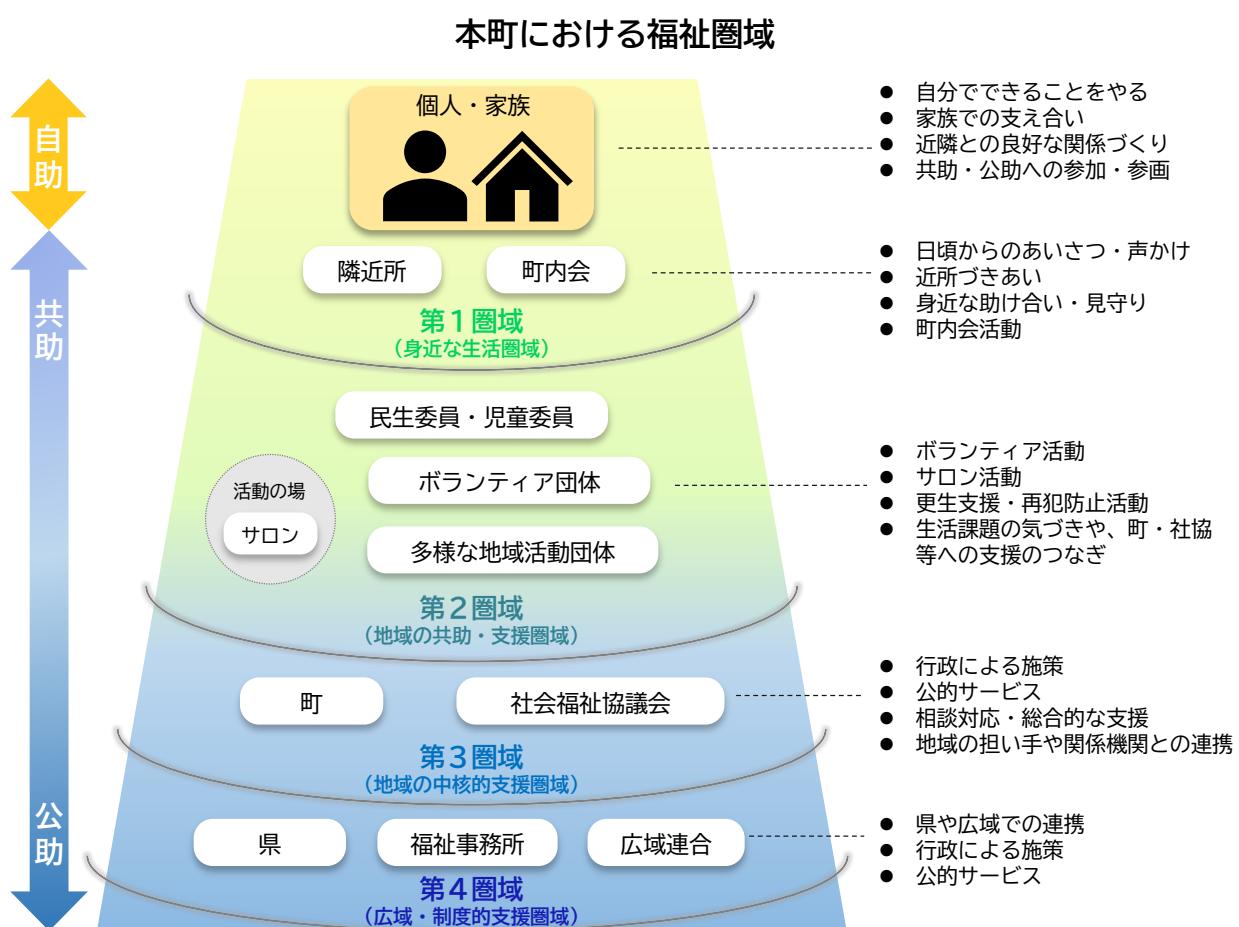


5. 福祉圏域

本町では、地域に暮らすすべての町民が安心して生活できるよう、地域福祉を進めるうえでの基盤として「福祉圏域」を設定します。

「福祉圏域」は、町民にとって身近な圏域を基礎としつつ、個人・家族を起点に、隣近所や町内会による支え合いを中心とした「第1圏域」、民生委員・児童委員やボランティア団体等、地域の担い手による共助を中心とした「第2圏域」、町や社会福祉協議会が地域の中核的支援を担う「第3圏域」、そして県や広域連合が制度的な支援を担う「第4圏域」へと広がることで、地域福祉の重層性を高めるものです。

本町においては、この圏域という考え方を通じて「地域福祉をどう広げていくか」「どう重ねていくか」を整理し、地域に応じた支え合いの仕組みづくりを推進していきます。



第4章 施策の推進（課題ごとの対応）

第4章では、第3章で整理した5つの課題について、それぞれの課題に対応する施策と具体的な取組を整理するとともに、一連の取組を通じて町が目標とする状態を示します。

また、取組の進捗や効果を把握するため、活動指標¹と成果指標²の2種類の指標を設定します。これらの指標は、数値を高める、または改善させること自体を目的とするものではなく、各課題に対する取組を進めるうえで、町が目標とする状態に近づいているかを確認するための指針として位置付けるものです。取組が適切に実施されているか、また課題への対応が地域や町民の状態の改善につながっているかを継続的に確認し、本計画の推進につなげていきます。

1. 「地域のつながりの強化と地域活動の担い手不足の解消」への対応

（1）課題の概要

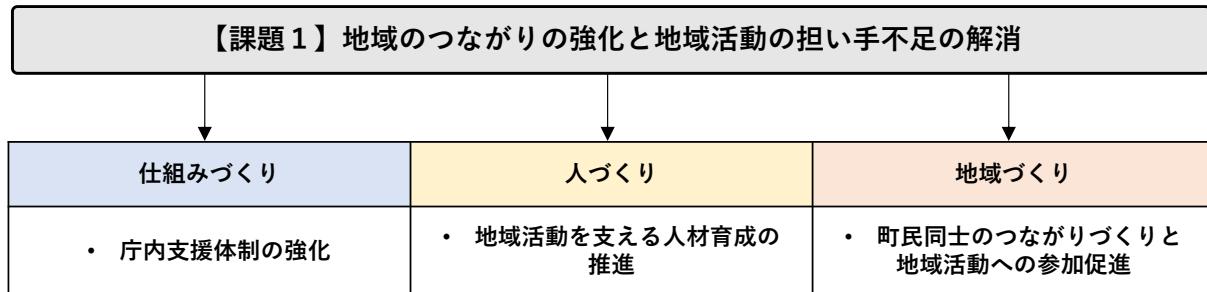
地域では、あいさつや立ち話等の日常的なつながりが弱まりつつあり、地域行事や身近なボランティア活動の参加者も減少しています。また、地域活動への参加者が高齢化し、若い世代の関わりが少ないことから、町民に「協力したい」という意識があっても、具体的な活動につながりにくい状況がみられます。

（2）課題に対応する施策

本課題には、「人づくり」と「地域づくり」を中心に取り組みます。地域活動を担う人材の育成や、町民の参加意識を高める働きかけを進めるとともに、地域での活動や交流の機会が広がるよう、町民主体の取組を支える環境を整えます。また、「仕組みづくり」の視点から、地域活動を継続しやすくする協働体制や情報の共有等、活動を下支えする仕組みを整えます。

¹ 「活動指標」とは、取組・事業の実施回数や実施状況等の活動量や、その結果生じる直接的な結果を確認するための指標です。

² 「成果指標」とは、取組を通じて生じる地域住民の意識や行動変化、地域の状態の変化等、取組の成果を確認するための指標です。



(3) 今後の方向性と取組

地域活動の担い手の育成と、若い世代を含めた町民の参加を広げることに重点を置いて取り組みます。地域活動に参加しやすい雰囲気づくりや、参加のきっかけとなる場づくりを進めるとともに、地域で活動する人材の育成を町として支えていきます。また、地域での活動情報を分かりやすく伝え、関係者が協力し合える体制を整えます。

【具体的な取組】

施策	具体的な取組
府内支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会長会議を活用し、各種事業に関する情報発信や協力依頼、町内会活動の支援や連絡調整を組織的に行うことで、府内における地域との情報共有・連携体制の強化を図ります。
地域活動を支える人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ サロンの立ち上げ支援において、参加する町民が運営面にも関わるよう支援し、その関わりを通じてサロン活動を支える人材の発掘と育成を進めます。 ○ 各地区で活動しているサロンや団体との連携により、地域活動の担い手の発掘・育成を進めます。 ○ 民生委員・児童委員、地域福祉協力員との連携により、新たな地域活動の担い手の育成に努めます。
町民同士のつながりづくりと地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ サロンの立ち上げ支援により、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを進めるとともに、各地区で活動しているサロンや団体との連携による町民同士のつながりづくりを進めます。 ○ 各種教室や講習会等の活用により、地域活動への参加の機会づくりに努めます。

(4) 目標とする状態と指標

【目標とする状態】

- 町民同士のあいさつや声かけが自然に行われ、日常の中でつながりを実感できる。
- 地域活動は担い手や地域の事情に合わせて無理のない形で継続されており、地域活動に参加しようとする町民は増えている。

【活動指標】

- 新規・既存を含めたサロンや地域活動の継続状況（継続年数・運営回数等）
- 地域活動に关心を示した町民（参加希望者・担い手候補者）の把握数

【成果指標】

- 地区の中での問題について「近所づきあいが減っていること」と回答した町民の割合
- 地域活動の継続率

2. 「現役世代の地域活動への参加率の低さと意識のギャップの縮小」への対応

(1) 課題の概要

地域では、地域福祉への関心や「地域福祉の推進には行政と町民が協力して取り組むべきだ」という意識を持つ町民が一定数いる一方で、特に現役世代では、仕事や生活の忙しさ、地域との関わりの少なさ等により、その意識や関心が地域活動への参加につながりにくい状況がみられます。

(2) 課題に対応する施策

本課題には、主に「人づくり」と「地域づくり」を中心に取り組みます。現役世代を含む町民が地域活動に参加しやすくなるよう、活動への関心を参加につなげる働きかけや、地域との関わりを広げる取組を進めます。また、「仕組みづくり」として、職場や学校等と連携した地域活動の推進等、現役世代が参加しやすくなる仕組みを整え、意識と行動のギャップに働きかけます。

【課題 2】現役世代の地域活動への参加率の低さと意識のギャップの縮小		
仕組みづくり	人づくり	地域づくり
・ 職場・学校等と連携した地域活動の推進	・ 地域活動参加意識の醸成	・ 身近な地域における支え合いと見守り活動の推進

(3) 今後の方向性と取組

現役世代の地域活動への参加を促すため、職場や学校等との連携強化と、参加しやすい地域活動の環境づくりに重点を置きます。地域活動に参加する意味や価値を伝える取組を進め、町民の関心を高めるとともに、現役世代でも関わりやすい参加の形づくりに向けた取組を推進します。地域の日常的なつながりを活かし、参加のきっかけを広げていきます。

【具体的な取組】

施策	具体的な取組
職場・学校等と連携した地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動への参加意識の醸成と地域への愛着の向上を図るため、事業所・団体や学校、町内会長会議、サロン等さまざまな主体と意見交換を行いながら、地域の祭りやイベント（願人踊、一日市盆踊り、裸参り、一夜市、田んぼアート等）に町民が参加しやすい環境づくりと参加促進に取り組みます。 ○ 若者主体の活動と連携し、地域との関わりを意識した企画や準備を通じて、多世代が交流できる機会の創出に努めます。
地域活動参加意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町公式LINEほかSNS等を活用した地域福祉活動の周知を進め、現役世代を含む町民が活動への関心を持ち、参加しやすくなるよう、仕組みや環境の整備に努めます。 ○ 町の広報紙や回覧板、地域の集まり等を通じて、日常生活の中で地域のことに関心を持ち、地域活動に参加しようとする意識の醸成に努めます。
身近な地域における支え合いと見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報や啓発の機会を通じて、あいさつや声かけの大切さを伝える啓発や地域の取組の紹介を行い、町民が隣近所等の身近な人との関わりを持てるよう促し、地域のつながりづくりを支えます。 ○ 地域での子育て力の向上を図ることを目的とした地域子育て力推進事業の周知に努め、その活用を促進することで、地域で行われている世代間交流活動を支援します。

(4) 目標とする状態と指標

【目標とする状態】

- 現役世代を含むすべての町民にとって参加しやすい地域活動が身近にあり、それぞれの事情に応じて無理のない形で参加できている。
- 町民が、地域福祉の推進における住民参加の意義を理解し、地域活動への参加につながっている。

【活動指標】

- 職場・学校等と連携した地域活動や普及啓発活動の実施回数

- 世代間交流活動への支援の実施回数

【成果指標】

- 地域活動に「参加している」と回答した町民の割合（20歳代～50歳代）
- 本町での福祉活動を充実させていくうえで望ましい町民と行政との関係について「町民と行政が協力し合い、ともに取り組む必要がある」と回答した町民の割合

3. 「相談しやすく、支援に繋がる仕組みづくり」への対応

(1) 課題の概要

地域では、町民が困りごとを抱えた際に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況がみられます。特に「どの窓口に相談すればよいか分からぬ」といった声があるほか、相談時のプライバシーに対する不安を感じる町民もあり、相談に踏み出しにくい要因になっていると考えられます。また、複数の困りごとを抱えるほど包括的な相談先を見つける傾向があるほか、日頃から相談できる人や場所を持たない町民もあり、身近な相談先が周知されておらず、相談につながりにくい状況がうかがえます。

(2) 課題に対応する施策

本課題には、「仕組みづくり」を中心に取り組みます。庁内や関係機関の連携を強化し、相談内容に応じて適切な窓口に繋がる体制を整えるとともに、町民が迷わず相談できる仕組みを充実させます。また、「人づくり」として、気軽に相談できる意識の醸成を図り、相談をためらわない風土づくりを進めます。「地域づくり」では、地域の支援者や町民が身近な相談先として機能するよう、地域のつながりを活かした支援の体制づくりを促します。

【課題 3】相談しやすく、支援に繋がる仕組みづくり		
仕組みづくり	人づくり	地域づくり
・ 庁内・関係機関の連携による相談支援体制の充実	・ 相談先に関する認知向上 ・ 気軽に相談できる意識の醸成	・ 地域の支援者や関係機関との連携強化

(3) 今後の方向性と取組

町民が迷わず相談できる体制の構築と庁内外の連携強化に重点を置いて取り組みます。町の相談窓口と地域の支援者が連携し、町民が抱える健康や子育て、経済的な不安、介護、日常生活の困りごと等幅広い相談を受け止め、必要な支援に繋ぐ体制を整えます。また、町民の「相談してもよい」という気持ちを育てる取組を進め

ます。

【具体的な取組】

施策	具体的な取組
庁内・関係機関の連携による相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 庁内において、相談に関わる関係部署間での協議等を通じて連携を強化し、相談対応力の質の向上を図ります。また、健康、子育て、経済的な不安（生活困窮を含む）、介護等、幅広い相談に対応できる体制づくりに努めます。○ 地域包括支援センターの訪問活動を通じて、高齢者本人の状況だけでなく、家庭環境や暮らし全体を含めた包括的な状況把握に取り組むとともに、相談先の周知や、相談につながりにくい町民への支援につなげられるよう努めます。
相談先に関する認知向上	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の身近な相談相手であり、つなぎ役となる民生委員・児童委員の役割について、町の広報紙や民生児童委員協議会によるPR活動等を通じて、広く周知を図ります。○ 福祉サービスや相談窓口等を広く周知するため、町の広報紙、ホームページ、町公式LINEほかSNS等、多様な媒体を活用して情報を提供します。○ 八郎潟町暮らしの便利帳、介護予防手帳等の活用により、相談先に関する広報の充実を図ります。
気軽に相談できる意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ サロンや各種教室、地域の集まりの場を通じて、日常の困ったこと等を町民同士で話せるような関係性の構築を促進します。
地域の支援者や関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none">○ 毎月実施の定例会を通じて、民生委員・児童委員との情報共有や協力体制の充実を図ります。○ 医療・介護・保健福祉の専門職と、地域の支援者・関係機関との情報共有や意見交換を促し、相談支援につながる協力体制を整備します。

（4）目標とする状態と指標

【目標とする状態】

- 町民が日頃から相談できる窓口や支援先を把握しており、困りごとが生じた際に適切な支援につながりやすい。
- 困りごとが生じた際には、困りごとの内容や数に関わらず、身近な支援者や

関係機関に安心して相談できる。

【活動指標】

- 相談に関わる関係部署間での協議の実施回数
- 民生委員・児童委員や相談窓口等、相談に関する広報活動の実施回数

【成果指標】

- 「どの窓口に相談してよいか分からなかった」と回答した町民の割合
- 悩みや不安をどんなことでもまとめて相談できる先が「ある」と回答した町民の割合

4. 「地域福祉活動の担い手・情報不足の解消と、協働の促進」への対応

(1) 課題の概要

地域では多くの福祉活動が行われていますが、活動の担い手不足が指摘されています。また、支援が必要な人に関する情報や、活動に必要な情報が十分に共有されていないという声もあり、活動を進める上での情報面の問題が確認されています。さらに、関係機関との連携やつなぎの強化も必要となっています。

(2) 課題に対応する施策

本課題では、「仕組みづくり」により、地域福祉活動に関する情報の発信と共有を充実させ、関係機関との協働体制を強化します。「人づくり」では、地域の支援者や団体の人材育成の充実を進め、活動を担う人材の確保と育成を図ります。「地域づくり」では、地域の支援者や関係機関との連携を強化し、地域内で協力し合える体制を整えることを重視します。

【課題4】地域福祉活動の担い手・情報不足の解消と、協働の促進		
仕組みづくり	人づくり	地域づくり
・ 地域福祉活動に関する情報の発信と共有の充実	・ 支援者や地域団体の人材育成の充実	・ 地域の支援者や関係機関との連携強化

(3) 今後の方向性と取組

地域福祉活動の情報共有の仕組みづくりと、地域の支援者と事業所・団体の連携強化に重点を置いて取り組みます。地域で活動する支援者の役割が見えるように情報を整理し、事業所・団体が行う活動に必要な情報が行き渡る環境を整えます。また、人材育成の機会を充実させるとともに、地域の支援者と事業所・団体が協力しやすい体制をつくり、地域全体で福祉活動を支える環境を目指します。

【具体的な取組】

施策	具体的な取組
地域福祉活動に関する情報の発信と共有の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の広報紙やホームページにおいて、分かりやすさに配慮した情報提供の充実に努めるとともに、町公式 LINE ほか SNS 等については内容の見直しや充実を図り、情報発信の効果を高めることで、必要な情報が町民に適切なタイミングで届きやすい環境づくりを進めます。 ○ 民生委員・児童委員定例会等の会議体において、地域の困りごとや、支援者・団体が地域福祉活動を行う上で必要な情報の提供に努め、支援者同士が連携しやすい体制の強化を図ります。
支援者や地域団体の人材育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲートキーパーや認知症サポーターの養成講座等の人材育成のための講座や研修の周知活動に努め、受講者の増加を図ります。
地域の支援者や関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各活動団体が集まり、活動内容や状況を共有できる場をつくり、顔の見える関係づくりを進めることで、必要に応じて協力し合える連携体制の構築に努めます。 ○ 町内のボランティア活動や町内会、子ども会、サロン等、既に地域で行われている活動を支援し、町民が参加しやすい環境を整えることで、様々な世代が担い手として関わり、活動の継続につながるよう努めます。 ○ 学校教育と連携し、児童生徒を対象とした福祉教育の取組を支援することで、思いやりや支え合いの大切さについて理解を深める機会作りを進めます。

(4) 目標とする状態と指標

【目標とする状態】

- 地域福祉活動に必要な情報が、町、地域の支援者、事業所・団体の間で円滑に共有されている。
- 地域福祉を支える多様な人材やボランティアが地域におり、活動を担う人が確保されている。

【活動指標】

- 地域福祉活動に関する情報発信の実施回数

(地域の支援者、事業所・団体向け)

- 地域の支援者、事業所・団体を対象とした研修等の実施状況

【成果指標】

- 福祉活動の取組を行う上での困りごととして「活動に必要な情報や専門知識が不足している」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「関連団体との連携がうまくいかない」と回答した地域団体等の割合

5. 「災害に備えた支え合いと情報共有の仕組みづくり」への対応

(1) 課題の概要

地域には、災害時に必要な情報を自ら入手できるか不安を感じている町民がおり、町と町民との間で災害情報の共有が十分でない状況がうかがえます。また、平常時からの近隣住民との関係が希薄になってきており、特に若い世代では地域との関わりが少なくなっています。こうした状況から、災害時における自助・共助の意識が十分でないよう見える面があり、災害時の支え合いにつながりにくいことが懸念されます。

(2) 課題に対応する施策

本課題には、「仕組みづくり」による災害情報伝達および避難支援の体制整備と強化を中心に取り組みます。また、「人づくり」では、防災訓練の推進や自助・共助意識の醸成を通じて、災害に対して町民が自ら備える力を高めます。「地域づくり」では、平常時からの声かけや交流等、地域のつながりを深める取組を進め、災害時にも活かせる支え合いの土台を育みます。

【課題5】災害に備えた支え合いと情報共有の仕組みづくり		
仕組みづくり	人づくり	地域づくり
・ 災害情報伝達および 避難支援の体制整備と強化	・ 防災訓練の推進 ・ 自助・共助意識の醸成	・ 地域での支え合い活動の推進

(3) 今後の方針と取組

災害時の情報伝達と避難支援体制の整備・強化に重点を置きながら、自助・共助の意識を育てていくことを重視します。町民が災害時に迷わず行動できるよう、平常時からわかりやすい情報提供と地域の関係づくりを進めます。また、防災訓練や学習の機会を通じて、地域で支え合う力を高めていきます。

【具体的な取組】

施策	具体的な取組
災害情報伝達および避難支援の体制整備と強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町公式LINEほかSNS等を活用して、平常時に定期的に災害への備えに関する情報を発信するほか、災害発生時には避難所開設や避難行動等、必要な災害関連情報を速やかに発信します。 ○ 避難行動要支援者避難支援計画に基づいた要支援者名簿を整備し、町内会での個別支援計画の作成支援を行い、要支援者の地域での支援体制強化に努めます。 ○ 町の広報紙やホームページ、町内会長会議等を通じて、避難行動要支援者名簿制度の周知を図り、要支援者自身の名簿掲載への同意率の向上と地域での防災の意識づくりに努めます。
防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設や事業所・町内会・地域団体が実施する防災訓練等の避難支援に関する活動を支援します。
自助・共助意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者と地域の町民が顔の見える関係を築けるよう、避難行動要支援者交流会助成金の活用を促進し、交流の場や情報交換の機会づくりを支援します。 ○ 町内会やサロン等での防災学習の機会を提供し、災害関連情報の発信媒体の紹介や自助・共助の重要性についての普及・啓発に努めます。
地域での支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所や町内会での日頃の声かけや見守り等、地域のつながりを育む取組を促すとともに、こうした取組の積み重ねを通じて、災害時に共助（避難支援・安否確認等）が円滑に機能する地域づくりを進めます。

（4）目標とする状態と指標

【目標とする状態】

- 町民が災害時に災害関連情報を入手することができる。
- 自助・共助への町民の意識が高まり、地域で支え合う意識が広がっている。

【活動指標】

- 各施設や事業所・町内会等で実施される防災訓練の実施回数
- 町内会やサロン等での防災学習の実施回数

【成果指標】

- 「災害の情報がわからない」と答えた町民の割合
- 災害時への備えとしての「日頃からのあいさつ・声かけ」に取り組むべきと答えた町民の割合
- 避難行動要支援者名簿掲載への同意率

第5章 八郎潟町成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景・目的

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で物事を判断する能力が十分でない方の権利や財産を守るとともに、その方の意思を尊重して、その人らしい生活が送れるよう支援する制度のことです。この制度は、地域共生社会を実現するための重要な手段のひとつであるものの、制度の認知度や利用状況は十分とはいえない状況です。本町においても、制度の普及啓発や後見人等の担い手の確保、関係機関との連携強化等が課題となっています。

こうした状況をふまえ、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」という。)を制定するとともに、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。今後も成年後見制度の利用ニーズは増加・多様化すると見込まれており、国においては、より利用しやすい制度への見直しに向けた検討が進められています。

本町では、国の中核計画に基づき、令和6年4月に「八郎潟町成年後見制度中核機関³」を設置し、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組んできました。こうした取組をさらに推進するために本計画を策定し、成年後見制度の利用促進を通じて、地域で暮らすすべての町民が、年齢や障がいの有無、生活状況に関係なく、地域の一員として尊重されながら、自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法(平成28年法律第29号)第14条第1項に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画として定めるものです。なお、地域福祉の視点から一体的に推進することが効果的であると判断し、地域福祉計画に内包する形で策定します。

³「中核機関」とは、成年後見制度に関する広報啓発や相談支援を行うとともに、関係機関の連携を推進し、地域における支援体制づくりを中心となって進める機関です。

(3) 計画の期間

地域福祉計画に準じ、計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等をふまえて、必要に応じ見直しを行います。

2. 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

本町においても、全国同様に高齢化が進み、認知症の方をはじめ、日常生活における判断や契約に支援を必要とする町民が増えていると考えられる一方、制度の利用件数には大きな変化がみられないことから、制度を必要としている方に情報や支援が十分に届いていない可能性があります。また、地域福祉計画策定に向けて実施した町民アンケートでは、「成年後見制度を知っている」と回答した人は全体の 36.5% であったものの、制度利用の業務に携わる策定委員からは「制度を十分に理解している人はさらに少ないのではないか」との意見があり、制度の認知度や理解度は実態として低い状況にあると考えられます。

このように、実際の利用件数は多くはなく、制度の理解の浸透もいまだ十分とはいえないことから、制度の周知・広報や相談しやすい体制の整備、後見人等の担い手の確保、関係機関との連携が課題となっています。こうした課題に対応するため、本町では令和 6 年 4 月に成年後見制度中核機関を設置し、「広報啓発」「相談」「利用促進」「後見人支援」「地域連携ネットワーク⁴の整備」の 5 つを取組として掲げ、成年後見制度の利用促進に向けた体制整備に着手しました。

今後は、これまでの取組を基盤として、制度そのものの周知と理解促進に加え、相談体制やネットワークの充実、後見人等の担い手の育成と支援を一層進めていくことが求められます。そこで本町では、成年後見制度利用促進に向けて 3 つの基本方針を定め、計画的に取組を進めていきます。

⁴ 「地域連携ネットワーク」とは、行政、福祉、医療、司法等の関係機関が連携し、成年後見制度の利用が必要な人を適切な支援につなげるための仕組みをいいます。

(2) 基本方針

基本方針1 制度への理解を広げ、身边に感じられる環境を整える

成年後見制度の意義を町民や関係者に広く伝え、身边で分かりやすく学べる機会を設けることで、相談や利用につながる基盤をつくります。

基本方針2 必要な人が制度を円滑に利用できる仕組みを整える

制度が必要な方に確実に届くよう、相談窓口を充実させ、適切な申立て支援や費用助成を行うとともに、関係機関との連携を進め、利用に伴う不安や金銭的な負担を軽減します。

基本方針3 制度を担う人材の活動基盤を整え、将来の担い手を育てる

専門職や町民が後見人として活動できるよう、地域の活動基盤を整えるとともに、将来の担い手育成に取り組みます。

3. 今後の取組事項

(1) 取組の基本的な考え方

本町における取組は、制度の理解促進や相談支援体制の整備、後見人が活動できる基盤づくり、地域における担い手の育成を中心に、段階的かつ計画的に進めています。

中核機関が中心となって取組を進めながら、地域の関係機関や町民と協働することで、制度が必要になったときに、誰もが円滑に制度を利用できる環境の整備を図ります。

また、本計画においても、地域福祉計画と同様に、取組の進捗を確認するための指標（活動指標）と、取組によって得られた成果を確認するための指標（成果指標）の、2種類の指標を設定します。これらの指標は、数値を高めること自体を目的とするものではなく、方針ごとの取組を進めるうえで、町が目標とする状態に近づいているかを確認するための指針として位置付けるものです。なお、これらの指標は、必ずしも数値で評価できるものばかりではないため、体制整備の進捗や取組による変化等、定性的な側面も含めて総合的に判断します。

(2) 方針ごとの取組事項

① 基本方針1 制度への理解を広げ、身边に感じられる環境を整える

庁内や関係機関の職員が制度の目的や手続きを町民にわかりやすく説明できるよう、日頃の業務を通じて制度への理解を深めます。

また、町の広報紙やホームページ等を通じて町民向けの周知を進めるとともに、地域の団体や企業と連携して、身边な場で制度を学べる機会を設けます。

【目標とする状態】

- 町民や関係機関が制度の意義と仕組みを理解し、制度を身边に感じている。

【取組事項】

- 町の広報紙やホームページ等を通じた町民向けの制度周知の実施
- 地域団体や企業と連携した普及・啓発活動の実施
- 制度利用者や後見人等の声を活かした広報活動の実施

【活動指標】

- 制度に関する広報活動の実施回数
- 地域団体や企業と連携した普及・啓発活動の実施回数

【成果指標】

- 成年後見制度を「知っている」と回答した町民の割合

② 基本方針2 必要な人が制度を円滑に利用できる仕組みを整える

町民が相談しやすいよう、相談窓口を明確化し、広く周知するとともに、相談対応の標準化を図るためのマニュアルを作成します。

また、必要に応じて町長申立ておよび費用助成について適切に案内し、円滑な申立て支援を行います。

さらに、庁内で情報を共有し、課題の整理や検証を行いながら、相談内容に応じて関係機関が連携して対応する仕組みを整え、支援の質の向上を図ります。

【目標とする状態】

- 相談窓口の明確化および周知が図られており、町民が支援につながりやすい

環境が整っている。

- 庁内での情報共有や課題の整理・検証が継続的に行われ、関係機関と連携した対応ができている。

【取組事項】

- 相談窓口の明確化と周知の実施
- 相談ルートの整理と相談対応マニュアルの作成
- 町長申立ておよび費用助成の適切な案内
- 庁内における情報共有および課題の整理・検証の実施
- 多職種による連携や申立て支援等の実践と改善

【活動指標】

- 相談対応マニュアルが作成されている
- 庁内での情報共有・課題検証等が実施されている

【成果指標】

- 相談窓口での相談受付件数のうち、成年後見制度に関する相談件数の割合
- 相談対応マニュアルが活用され、相談対応の手順や記録方法が統一されている
- 関係機関との間で、相談対応や申立て支援等に関する連携体制が構築されている

③ 基本方針3 制度を担う人材の活動基盤を整え、将来の担い手を育てる

市民後見人⁵が地域で活動できるよう、必要な仕組みの整備や活動時の支援体制の構築等、後見人を支えるための基盤づくりを進めます。

あわせて、市民後見人制度への理解を広げ、将来的に担い手として活動できる人材の掘り起こしを行います。

さらに、近隣市町村や関係機関との連携体制を整え、広域での市民後見人養成研修の実施を目指すとともに、後見人等への助言や交流支援等を通じて、地域全体で成年後見制度を支える仕組みの定着を図ります。

⁵ 「市民後見人」とは、特別な資格をもたない一般の地域住民で、所定の研修を修了したうえで支援が必要な方の生活や権利を守るために活動する人のことです。

【目標とする状態】

- 市民後見人が地域で活動するために必要な仕組みや支援体制が整っている。
- 市民後見人制度に関する町民の理解が進み、将来の担い手候補となる人材が把握され、その育成が行われている。

【取組事項】

- 市民後見人の受任に向けた仕組みの整備
- 市民後見人制度に関する広報や説明会の実施
- 担い手候補者の掘り起こしおよび把握
- 近隣市町村と連携した市民後見人養成研修の実施
- 助言・交流支援等による後見人等の活動支援
- 制度利用者や後見人等からの相談に対応する体制の整備

【活動指標】

- 市民後見人制度説明会の実施回数
- 将来の担い手候補となり得る人材（市民後見人としての活動に関心を示した人を含む）の把握数
- 市民後見人養成研修の実施状況
- 後見人等に対する助言・交流支援の実施状況

【成果指標】

- 市民後見人が活動するための仕組みや支援体制が整備され、運用可能な状況となっている
- 将来の担い手候補となる人材の把握状況

第6章 八郎潟町再犯防止推進計画

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

なお、本計画（八郎潟町再犯防止推進計画）は、令和 6 年 3 月に単独計画として策定されましたが、地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉の視点から一体的に推進することが効果的であると判断し、地域福祉計画に内包する形で再構成することとしました。

これに伴い、地域福祉計画との計画期間の整合を図るため、本計画の期間も、当初の「令和 6 年度から令和 10 年度まで」から、「令和 6 年度から令和 12 年度まで」へと 2 年間延長しました。

(2) 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークに年々減少しているものの、再犯者率は平成 15 年の 35.6% から令和 3 年は 48.6% と増加傾向にあります。

国においては平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」が策定され、秋田県においても令和 2 年 3 月に「秋田県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においても「八郎潟町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するために必要な社会資源を整理・活用した支援を実施しつつ、再犯を防止することで町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 計画の期間

計画期間は令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等をふまえて、必要に応じ見直しを行います。

2. 計画の基本方針

(1) 基本方針

再犯防止推進法第3条の「基本理念」や、国の再犯防止計画および秋田県再犯防止推進計画を基本とし、本計画が具体的で実効性のあるものとなるよう関係機関等と連携を図りながら取り組みます。

(2) 重点事項

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次に掲げる三つの取組を重点的に推進します。

- 広報・啓発活動の推進
- 就労・住居を確保するための取組の推進
- 行政・福祉サービスの確実な提供および関係団体との連携強化

3. 取組事項

(1) 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、再犯の防止と更生の取組について町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

① 「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において活動の推進を図ります。

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間となっており、本町においては、強調月間に合わせて庁舎前で内閣総理大臣メッセージ伝達式を実施した後、町内各地にのぼり旗を設置し、周知を図ります。また、7月広報に「社会を明るくする運動」

についての記事を掲載します。

② 更生保護団体の活動支援

犯罪をした者等の立ち直りの支援や、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために活動している保護司会や更生保護女性の会の活動を周知し、町民の理解を深めます。

(2) 就労・住居を確保するための取組の推進

仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比較すると約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びついていることがうかがえます。また、刑務所満期出所者の約半数が適当な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっています。これらのことから、再犯を防止するために関係機関と協力し、就労先および住居の確保のための支援に努めます。

① 就労の確保

生活困窮者自立支援制度等を活用して、犯罪をした者等の就職、就労定着を図ります。

また、就労支援に関する制度や支援窓口を、犯罪をした者等だけではなく町内の事業所に周知することで、就労支援の定着に努めます。

② 住居の確保

町営住宅の募集状況等を町の広報紙やホームページを活用し、情報提供を行います。

(3) 行政・福祉サービスの確実な提供および関係団体との連携強化

高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっていることから、行政・福祉サービスを適切に提供できるよう関係団体と連携を強化します。

① 保健医療、福祉サービスの利用支援

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、保健センター等と連携し、適切な機関、制度、サービスに繋ぎます。

② 学校等と連携した非行防止等の推進

小・中学校で薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒の薬物乱用の未然防止と健全育成を図ります。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、健康福祉課が中心となり、庁内関係部署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめとした関係機関と連携するとともに、地域の団体や町民とも協働して、地域全体で取組を進めます。

また、計画冒頭で示した自助・共助・公助の考え方を基本とし、町民一人一人の主体的な取組（自助）、地域や関係団体による支え合い（共助）、行政による支援（公助）がそれぞれの役割を発揮しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

2. 計画の進行管理および評価

本計画の進行管理および評価は、健康福祉課が中心となって行います。

計画の進捗状況については、取組の実施状況や成果、改善点等を定期的に健康福祉課で共有し、必要に応じて取組内容の見直しを行います。

令和 10 年度には、その時点で把握できる各種指標の進捗状況を確認して中間評価を行い、取組の成果や改善点等を整理します。中間評価の結果については、町のホームページ等を通じて公表し、計画推進の透明性を高めます。また、中間評価をふまえ、見直しが必要な事項については、可能な範囲で計画期間の後半における取組に反映します。

令和 11 年度には、地域の意見を把握するとともに、指標の確認に必要となるデータを収集するため、町民アンケート等を実施します。

令和 12 年度には、アンケート結果を含む全ての指標の進捗状況を確認して最終評価を行い、これらの結果を次期計画策定の基礎資料として活用します。

資料

1. 八郎潟町地域福祉計画策定委員会設置要綱

八郎潟町告示第26号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき八郎潟町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、八郎潟町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、地域関係団体代表者、保健・福祉・医療等の関係者、識見を有する者及び行政関係者等のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

ただし、委員会を初めて招集するときは、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2. 八郎潟町地域福祉計画策定委員会委員名簿

所属・役職等	氏名	備考
八郎潟町民生児童委員協議会 会長	大島 素子	
八郎潟町民生児童委員協議会 主任児童委員	阿部 範子	
八郎潟町シルバー人材センター 会長	三戸 留吉	
八郎潟町老人クラブ連合会 会長	小玉 景一	
社会福祉法人 榮寿苑福祉会 特別養護老人ホームうたせ苑 施設長 八郎潟町介護保険運営協議会 会長	土橋 和彦	○副委員長
八郎潟町国民健康保険運営協議会 会長代理	渡部 久美子	
佐藤薬局 薬剤師	佐藤 友紀	◎委員長
メンタルハート八郎潟 会長	齊藤 志郎	
八郎潟町教育委員会 教育長	伊藤 暢	
八郎潟町子ども・子育て会議 会長 八郎潟町手をつなぐ親の会 会長	阿部 徹	
社会福祉法人 秀麗会 八郎潟たいようこども園 園長	北嶋 雄介	
八郎潟町婦人会 会長	佐藤 操	
社会福祉法人 南秋福祉会 南秋つくし苑 施設長	高橋 正太朗	
社会福祉法人 八郎潟町社会福祉協議会 会長	伊藤 則彦	
八郎潟町保護司会 会長	伊藤 雅弘	
行政書士	田中 敏裕	
社会福祉士	小柳 克子	

3. 計画策定経過

年月		会議体等	主な検討内容
R7 年	5 月	第 1 回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールの共有 ・アンケート調査の調査内容について
		第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールの共有 ・アンケート調査の調査内容について
	6~7 月	アンケート調査	
	7 月	第 2 回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の分析内容について ・計画の構成について ・地域福祉計画の基本的な考え方について
	8 月	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート集計結果について ・計画骨子案について
	9 月	第 3 回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート集計結果について ・取り組むべき課題について
	9~10 月	庁内検討会議メンバーによる検討、意見集約	<ul style="list-style-type: none"> ・課題への対応策（施策）について
	10 月	第 4 回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の基本的な考え方について ・地域福祉計画の施策について ・成年後見制度利用促進基本計画について
	10~11 月	庁内検討会議メンバーによる検討、意見集約	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実現に向けた具体的な取組について
	11 月	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
	12 月	庁内検討会議メンバーによる検討、意見集約	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組について ・取組によって目指す状態、指標について
R8 年	1 月	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
		第 5 回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
	2 月	パブリックコメント	
		計画策定（予定）	

4. 目標とする状態と指標

【地域福祉計画】

課題	目標とする状態	指標		
		区分	内容	把握方法〈参考値〉
【1】 活動の担い手不足の解消 地域のつながりの強化と地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民同士のあいさつや声かけが自然に行われ、日常生活の中でつながりを実感できる。 ・ 地域活動は担い手や地域の事情に合わせて無理のない形で継続されており、地域活動に参加しようとする町民は増えている。 	活動	新規・既存を含めたサロンや地域活動の継続状況（継続年数・運営回数等）	健康福祉課調べ
		活動	地域活動に関心を示した町民（参加希望者・担い手候補者）の把握数	健康福祉課調べ
		成果	地区の中での問題について「近所づきあいが減っていること」と回答した町民の割合	町民アンケート〈R7、30.9%〉
		成果	地域活動の継続率	健康福祉課調べ
【2】 低さと意識のギャップの縮小 現役世代の地域活動への参加率の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現役世代を含むすべての町民にとって参加しやすい地域活動が身近にあり、それぞれの事情に応じて無理のない形で参加できている。 ・ 町民が、地域福祉の推進における住民参加の意義を理解し、地域活動への参加につながっている。 	活動	職場・学校等と連携した地域活動や普及啓発活動の実施回数	健康福祉課調べ
		活動	世代間交流活動への支援の実施回数	健康福祉課調べ
		成果	地域活動に「参加している」と回答した町民の割合（20歳代～50歳代） ⁶	町民アンケート〈R7、19.2%〉
		成果	本町での福祉活動を充実させていく上で望ましい町民と行政との関係について「町民と行政が協力し合い、ともに取り組む必要がある」と回答した町民の割合	町民アンケート〈R7、44.3%〉
【3】 る仕組みづくり 相談しやすく、支援に繋が	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が日頃から相談できる窓口や支援先を把握しており、困りごとが生じた際に適切な支援につながりやすい。 ・ 困りごとが生じた際には、困りごとの内容や数に関わらず、身近な支援者や関係機関に安心して相談できる。 	活動	相談に関わる関係部署間での協議の実施回数	健康福祉課調べ
		活動	民生委員・児童委員や相談窓口等、相談に関する広報活動の実施回数	健康福祉課調べ
		成果	「どの窓口に相談してよいか分からなかった」と回答した町民の割合	町民アンケート〈R7、10.4%〉
		成果	悩みや不安をどんなことでもまとめて相談できる先が「ある」と回答した町民の割合	町民アンケート〈R7、57.4%〉

⁶ 20歳代から50歳代の回答者のうち、「参加している」と回答した人の割合

課題	目標とする状態	指標		
		区分	内容	把握方法〈参考値〉
【4】 地域福祉活動の担い手・情報不足 の解消と、協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動に必要な情報が、町、地域の支援者、事業所・団体の間で円滑に共有されている。 ・ 地域福祉を支える多様な人材やボランティアが地域におり、活動を担う人が確保されている。 	活動	地域福祉活動に関する情報発信の実施回数（地域の支援者、事業所・団体向け）	健康福祉課調べ
		活動	地域の支援者、事業所・団体を対象とした研修等の実施状況	健康福祉課調べ
		成果	福祉活動に取り組みを行うまでの困難ごととして「活動に必要な情報や専門知識が不足している」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「関連団体との連携がうまくいかない」と回答した地域団体等の割合	事業所（団体） アンケート 〈R7、31.7%／34.1%／9.8%〉
【5】 災害に備えた支え合いと情報共有 の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が災害時に災害関連情報を入手することができる。 ・ 自助・共助への町民の意識が高まり、地域で支え合う意識が広がっている。 	活動	各施設や事業所・町内会等で実施される防災訓練の実施回数	健康福祉課調べ
		活動	町内会やサロン等での防災学習の実施回数	健康福祉課調べ
		成果	「災害の情報がわからない」と答えた町民の割合	町民アンケート 〈R7、27.4%〉
		成果	災害時への備えとしての「日頃からのあいさつ・声かけ」に取り組むべきと答えた町民の割合	町民アンケート 〈R7、40.4%〉
		成果	避難行動要支援者名簿掲載への同意率	健康福祉課調べ

【成年後見制度利用促進基本計画】

基本方針	目標とする状態	指標		
		区分	内容	把握方法〈参考値〉
【1】 に感じられる環境を広げ、 制度への理解を広げる、 身近	<ul style="list-style-type: none"> 町民や関係機関が制度の意義と仕組みを理解し、制度を身近に感じている。 	活動	制度に関する広報活動の実施回数	健康福祉課調べ
		活動	地域団体や企業と連携した普及・啓発活動の実施回数	健康福祉課調べ
		成果	成年後見制度を「知っている」と回答した町民の割合	町民アンケート〈R7、36.5%〉
【2】 仕組みを整える 必要な人が制度を円滑に利用できる	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の明確化および周知が図られており、町民が支援につながりやすい環境が整っている。 庁内での情報共有や課題の整理・検証が継続的に行われ、関係機関と連携した対応ができている。 	活動	相談対応マニュアルが作成されている	健康福祉課調べ
		活動	庁内での情報共有・課題検証等が実施されている	健康福祉課調べ
		成果	相談窓口での相談受付件数のうち、成年後見制度に関する相談件数の割合	健康福祉課調べ
		成果	相談対応マニュアルが活用され、相談対応の手順や記録方法が統一されている	健康福祉課調べ
		成果	関係機関との間で、相談対応や申立て支援等に関する連携体制が構築されている	健康福祉課調べ
【3】 い手を育てる 制度を担う人材の活動基盤を整え、 将来の担	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人が地域で活動するために必要な仕組みや支援体制が整っている。 市民後見人制度に関する町民の理解が進み、将来の担い手候補となる人材が把握され、その育成が行われている。 	活動	市民後見人制度説明会の実施回数	健康福祉課調べ
		活動	将来の担い手候補となり得る人材（市民後見人としての活動に関心を示した人を含む）の把握数	健康福祉課調べ
		活動	市民後見人養成研修の実施状況	健康福祉課調べ
		活動	後見人等に対する助言・交流支援の実施状況	健康福祉課調べ
		成果	市民後見人が活動するための仕組みや支援体制が整備され、運用可能な状況となっている	健康福祉課調べ
		成果	将来の担い手候補となる人材の把握状況	健康福祉課調べ

